

市郡	山			縣		郡	
	北山村	陸稻	水稲	計	陸稻	水稲	計
町名	種別	検査總數	極上米	上米	並	甲	乙
種別	陸稻	水稲	並	甲	乙	不合格	再調サ爲サシメタ
検査總數	陸稻	水稲	並	甲	乙	不合格	再調サ爲サシメタ
極上米	陸稻	水稲	並	甲	乙	不合格	再調サ爲サシメタ
上米	陸稻	水稲	並	甲	乙	不合格	再調サ爲サシメタ
並	陸稻	水稲	並	甲	乙	不合格	再調サ爲サシメタ
甲	陸稻	水稲	並	甲	乙	不合格	再調サ爲サシメタ
乙	陸稻	水稲	並	甲	乙	不合格	再調サ爲サシメタ
不合格	陸稻	水稲	並	甲	乙	不合格	再調サ爲サシメタ
再調サ爲サシメタ	陸稻	水稲	並	甲	乙	不合格	再調サ爲サシメタ
受檢人員	陸稻	水稲	並	甲	乙	不合格	再調サ爲サシメタ

三 月別生産検査成績表

月次	検査總數	極上米		上米		並		甲		乙		不合格	再調サ爲サシメタ	受檢人員
		上	米	上	米	並	並	甲	乙					
月	検査總數	極上米	上米	並	並	甲	乙	不合格	再調サ爲サシメタ	受檢人員				

計	九		十		十一		十二	
	月	月	月	月	月	月	月	月
計	三	二	一	十	十	十	九	九
検査總數	1,031,918	1,031,918	1,031,918	1,031,918	1,031,918	1,031,918	1,031,918	1,031,918
極上米	38,531	38,531	38,531	38,531	38,531	38,531	38,531	38,531
上米	124,393	124,393	124,393	124,393	124,393	124,393	124,393	124,393
並	1,477,666	1,477,666	1,477,666	1,477,666	1,477,666	1,477,666	1,477,666	1,477,666
甲	305,634	305,634	305,634	305,634	305,634	305,634	305,634	305,634
乙	289,675	289,675	289,675	289,675	289,675	289,675	289,675	289,675
不合格	97,620	97,620	97,620	97,620	97,620	97,620	97,620	97,620
再調サ爲サシメタ	1,341,711	1,341,711	1,341,711	1,341,711	1,341,711	1,341,711	1,341,711	1,341,711
受檢人員	1,341,711	1,341,711	1,341,711	1,341,711	1,341,711	1,341,711	1,341,711	1,341,711

四 移出米検査成績累年比較表

年次	検査總數	検査成績					特等	各等級ノ歩合(千分比)
		特等	一等	二等	三等	四等		
大正元年	3,503,396	285	5,105	1,632,6	6,072,8	1,989,6	3,363,9	107
同二年	6,251,819	226	6,617	3,272,7	2,110,3	3,195	5,772	87
同三年	7,024,26	65	2,505	2,207,3	1,888,3	3,804,8	1,544	174
同四年	8,519,58	62	1,824	1,340,4	1,064,6	4,969,1	2,330,3	174
同五年	7,040,011	160	1,735	1,357,1	802,6	3,814,3	2,368,5	174
同六年	7,040,011	35	520	632,1	605,6	3,617,7	2,377,0	174
大正七年	4,650,6	661	4,094	3,459,1	2,858,9	5,082	8,852	174
検査總數	4,650,6	661	4,094	3,459,1	2,858,9	5,082	8,852	174
特等	661	661	661	661	661	661	661	661
一等	4,094	4,094	4,094	4,094	4,094	4,094	4,094	4,094
二等	3,459,1	3,459,1	3,459,1	3,459,1	3,459,1	3,459,1	3,459,1	3,459,1
三等	2,858,9	2,858,9	2,858,9	2,858,9	2,858,9	2,858,9	2,858,9	2,858,9
四等	5,082	5,082	5,082	5,082	5,082	5,082	5,082	5,082
五等	8,852	8,852	8,852	8,852	8,852	8,852	8,852	8,852
特等	1	1	1	1	1	1	1	1
一等	9	9	9	9	9	9	9	9
二等	74	74	74	74	74	74	74	74
三等	64	64	64	64	64	64	64	64
四等	109	109	109	109	109	109	109	109
五等	193	193	193	193	193	193	193	193
特等	193	193	193	193	193	193	193	193

五月別移出検査表

月別	内					外					再調子爲 サシメタ ル俵數	手数料額	受驗人員
	一 等	二 等	三 等	四 等	五 等	一 等	二 等	三 等	四 等	五 等			
四月	一三五七七	一	一四	三五四	六二〇三	七六七	一七三四	二七六九六〇	五四五				
五月	一一〇四七	三	一三	三三五	五二九三	五六一四	八七四	三〇九四〇	四四〇				
六月	八六四八	一	二	一五六	四八八八	三六〇一	三六九	一七二九六〇	三八四				
七月	二二七	一	一八	一五六	六六八	五七四	六三	二五五〇四〇	四三九				
八月	二四二六	四	一五七	九八一	一一九二六	一一〇〇	二二五六	四八二七六〇	六三八				
九月	一一四四四	一	八	一八二	五、〇四	六一五〇	一一三	三三八八〇	四七一				
十月	一一七五五	一	一三	五四一	五七四四	五四五七	九一〇	三三五二〇〇	六五九				
十一月	一八101	四	一四九	一三三	一一一九〇	四、四二七	一一五九	三、六二〇一〇	五六一				
十二月	六一〇四二	五	二六七八	一、二六七八	三、二八四	五、五二〇	四七三〇	八、三五七、〇〇	一〇、五六				
計	一四、四一九九	三五	六三四	一〇、二一〇	九〇、八三九	二、九四七六	一、三〇〇一	二、三三七、九二〇	一、四二四				
大正七年以前	三七、五八〇三	六六	四、〇九四	三、四九九一	二、八五、八九七	五〇、八二二	三、一三九〇	八、〇六四、四四〇	八、七三五				
大正六年以前	九〇、〇一三	七	三、八七二	三、三二一、三三	二、四二、八九〇	五〇、八二二	三、一三九〇	六、二二六、六六〇	七、二八				

水稻粳玄米月別移出検査表

月次	内					外					再調子爲 サシメタ ル俵數	手数料額	受驗人員
	一 等	二 等	三 等	四 等	五 等	一 等	二 等	三 等	四 等	五 等			
四月	一	三	七	二八四	三、四九九	六四七三	一〇、一三三	六、四七三	八〇四〇	一〇、一三三			
五月	一	一三	一三	一八九	二、九五八	四八七七	二、六〇五	四、八七七	八〇四〇	一〇、一三三			
六月	一	二	二	一五	二、四一八	二、六〇五	二、六〇五	五、一四〇	八〇四〇	一〇、一三三			
七月	一	一八	一八	一三三	四、〇九一	四、七一九	四、七一九	九、九二九	九、〇六〇	一〇、一三三			
八月	一	一八	一八	一三三	八、六六九	九、九二九	九、九二九	一、九、四一	一、九、四一	一〇、一三三			
九月	一	一	一	一三	三、三九五	四、五五四	四、五五四	八、〇九六	八、〇九六	一〇、一三三			
十月	一	一	一	一三	四、〇三三	四、四一一	四、四一一	八、九三八	八、九三八	一〇、一三三			
十一月	一	一	一	一三	一、〇三三	三、三九三	三、三九三	一、五七三	一、五七三	一〇、一三三			
十二月	一	一	一	一三	三、四〇二	三、二八四	三、二八四	五、六二七五	五、六二七五	一〇、一三三			
計	一	一	一	一三	三、四〇二	三、二八四	三、二八四	一、一九〇一	一、一九〇一	一〇、一三三			
大正七年以前	一	一	一	一三	八、八三五〇	二、九四七六	二、九四七六	一、七、四二六	一、七、四二六	一〇、一三三			
大正六年以前	一	一	一	一三	七、五、四八	一、五、〇四九	一、五、〇四九	二、八、九六五	二、八、九六五	一〇、一三三			
計	一	一	一	一三	二、二、八五	三、〇〇三	三、〇〇三	五、〇、八二二	五、〇、八二二	一〇、一三三			

別年度 以前 大正 六年	計	三 二 一 十 十 十 九 八 七 六 五 四												月次
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
													一	
													二	
													三	
													四	
													五	
													等	
													外	
													計	

卜 陸稻、粳、精米月別移出検査表

別年度 以前 大正 六年	計	三 二 一 十 十 十 九 八 七 六 五 四												月次
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
													一	
													二	
													三	
													四	
													五	
													等	
													外	
													計	

へ 水稻、糯、精米月別移出検査表

子陸稻、糯、精米月別移出検査表

月次	計											
	四	五	六	七	八	九	十	十	一	二	三	計
一												
二												
三												
四												
五												
外												
計												

六 生産地別移出検査月別表

郡市名	計												
	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	一	二	三	計
岐阜市	178												178
大垣市	148												148
稲葉郡	191												191
羽島郡	101												101
海津郡	101												101
養老郡	101												101
不破郡	101												101
安八郡	101												101
掛妻郡	101												101
本巢郡	101												101
山縣郡	101												101
武儀郡	101												101
加茂郡	101												101
可兒郡	101												101
土岐郡	101												101
惠那郡	101												101
計	178	148	191	101	101	101	101	101	101	101	101	101	178

備考 精米加工地ヲ以テ生産地ト見做ス

移出外縣							別區
兵庫縣	神奈川縣	大阪府	長野縣	三重縣	愛知縣	京都府	地移出名先
計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	別種
一一五	八八六	四四五	二五九	一四七	三三三	二二二	四月
三三三	八〇〇	一三三	二〇〇	五三三	二九七	五〇〇	五月
三二八	四七八	二二〇	二二九	二七三	二〇二	三〇〇	六月
三六三	一〇二	八三三	二八八	八二二	二二二	七〇〇	七月
一八三	五〇三	二五九	二八八	一〇四	一〇八	二二二	八月
五六九	一六二	五九二	一〇五	五三三	六三三	一七二	九月
四四七	一六	三三三	一六五	一六四	二五五	一四〇	十月
三五五	八二	五三三	二五八	一四七	一五三	二二二	十一月
二六八	三三三	一五九	三三三	三五五	六二九	六〇〇	十二月
六〇一	四八七	一〇四	二二六	六九二	七〇四	一九一	一月
二四二	三五七	一四〇	二二八	八三九	四三三	三三三	二月
九一七	三三三	三〇〇	二二八	二二五	二〇五	八〇〇	三月
七二六	一〇八	三三三	二二八	二八八	三三三	六〇〇	計

八 仕向先移出検査月別表

郡市名	検査總俵數				
	一 等	二 等	三 等	四 等	五 等
計	四六九〇六	二八八三	八〇三	一四〇	五
惠那郡	六六二	一八	四		
土岐郡					
可兒郡					
加茂郡					
武儀郡					
山縣郡					
本巢郡					
揖斐郡					
安八郡					
不破郡					
養老郡					
海津郡					
羽島郡					
稻葉郡					
大垣市					
岐阜市					
外	二二	四一九	四四一	五九六	一八八

七 生産地別移出検査成績表

送 移 内 縣					出			
益田郡	土岐郡	岐阜市	大垣市	惠那郡	計	廣島縣	鳥取縣	千葉縣
計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支
	五六五 五七五	一〇一八 一〇一五		二〇三三 一七八三	九八三六 六八六三		三 三	
	一〇三九 一〇三八	二六四 二六三	五三二 二八四	一一二四 九八一	八〇五八 五五九三			
	五三二 五〇三	一五七 一五四	二〇六 二七八	一九三三 一五九〇	五七二九 二八四八			
	八六二 八六二	七五 七四	三七三 九九	一四三二 一四二	九三三六 六二七九	〇 〇		
	一〇五八 九六四	五三 五三	一八四四 一五四一	一三三三 一三三九	一九三七 一四八七	— —		
五六六 五六六	一七五 一八〇	九七 九三	一九三 一九三	一七九四 一五〇	四七四 二二一三			
	五九五 五九五	一六三 一六三	一〇五三 一〇五三	五三 五三	八八五 六三三			
	一三二 一三二	一五五 一五五	一六三 一六三	三〇八 三七二	九四七 七四一			
	五四三 五四三	一四〇 一四〇	一七四 一七四	三六〇 三五六	三〇九 一九五			
	一三三 一三三	一八二 一八二	四六四 四六四	二七五 二六九	三二八 二八八			
	六八六 六八三	一二五 一二五	五五九 五五九	四三三 四三三	六六八 二五五			
	八五五 八〇五	八六五 八六三	二二六 二二六	一七六 一七六	一六八 一七六			
五六六 五六六	一〇四四 一〇四四	一一三 一一三	二二九 二二九	二六四 二六四	一八七 一八七			

移 外 縣								別區
德島縣	北海道	福井縣	滋賀縣	和歌山縣	奈良縣	東京府	静岡縣	地移出先
計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	別種
			四四			五三三 五〇〇	一四六 一三三	四月
			五五			五三三 五三三	四一〇 四〇〇	五月
		四四五				三三八 二九五	二〇六 二〇六	六月
		九九〇	五二三			七七六 六九一	二九三 二九三	七月
		二七七	三三三		七四 七四	一七二 一七二	六五七 五四七	八月
一一	五 五	二四二	三三三			二四一 二四一	三一三 三一三	九月
					九六 九六	八五三 八五三	三 三	十月
	六六		九六三	〇 〇		一四二 一四二	三三 三三	十一月
	六六		一四一 一四一	一七三 一七三		二六九 二六九	一六三 一六三	十二月
	四五三		一三三 一三三			二六八 二六八	二七 二七	一月
	四七三		三三三 三三三	七九 七九	一〇二 一〇二	二四五 二四五	三四八 二九四	二月
	五三〇 五三〇	八八	一四四 一四四	二五 二五	三八 三八	四三三 四三三	四二六 四二六	三月
一一	一七八 一七八	五三二	八四七 八四七	二四五 二四五	二〇六 二〇六	四七〇 四七〇	五八七 五八七	計

出 移 外 縣		別 區
愛 知 縣	京 都 府	移 出 地 名
計 精 支	計 精 支	別 種
		一 等
二 一 四 四	五 五 五 五	二 等
六 一 四 三	一 一 〇 九	三 等
二 〇 九 九	二 五 九 〇	四 等
二 〇 九 九	五 三 四 一	五 等
一 七 八 五	一 六 〇 三	外 等
一 〇 四 一	一 一 八 〇	計
三 五 四 七	六 九 七 〇	

九 仕 向 先 地 別 移 出 檢 査 成 績 表

合 計	移 出 先 未 定	送		
		計	本 巢 郡	海 津 郡
計 精 支	計 精 支	計 精 支	計 精 支	計 精 支
一 〇 三 八	二 九 二 九	三 六 三 九		— —
二 〇 二 〇		二 六 二 八		
八 六 八 八		二 三 二 八		
一 二 二 七		三 〇 三 四		三 二
二 四 二 八		四 八 四 八		
一 一 二 四		六 〇 六 八		二 二
一 一 二 七		三 四 三 七		三 三
一 八 一 〇	二 〇 二 〇	八 二 八 二		
六 一 六 〇	三 三 三 五	七 二 七 三		
一 四 一 四	九 八 九 八	一 〇 一 〇	七 七	
一 一 一 一	三 八 三 八	二 一 二 一		
三 二 三 二	六 〇 六 〇	五 八 五 八		
三 五 三 五	六 九 六 九	七 三 七 三	七 七	三 三

移 內 縣							別 區	
武 儀 郡	揖 斐 郡	羽 島 郡	加 茂 郡	安 八 郡	稻 葉 郡	可 兒 郡	養 老 郡	地 移 出 名 先
計 精 支	計 精 支	計 精 支	計 精 支	計 精 支	計 精 支	計 精 支	計 精 支	別 種
	三 三			三 〇 三 〇				四 月
				七 七				五 月
		三 三						六 月
		三 三						七 月
— —							三 三	八 月
九 九	三 三				三 三	三 三	— —	九 月
	六 六							十 月
			五 五					十 一 月
								十 二 月
						三 三	一 一	一 月
						三 三	三 三	二 月
								三 月
三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	三 三	計

計	出 移							
	廣島縣	鳥取縣	千葉縣	德島縣	北海道	福井縣	滋賀縣	和歌山縣
計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支
三三三								
五二四								
九七二					二二		天 天	空 空
二〇七					一〇四	五五	五八	九六
四一七					一〇四	五五	五八	九六
二七六								
三三六								
四七九								
五二六								
一八七								
三三三								
二八七								

別區	縣 外						
	奈良縣	東京府	靜岡縣	兵庫縣	神奈川縣	大阪府	長野縣
移出地名	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支
別種							
一 等							
二 等							
三 等							
四 等							
五 等							
外 等							
計							

移出先未定	送 移							
	計	本巢郡	海津郡	武儀郡	揖斐郡	羽島郡	加茂郡	安八郡
計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支
五九三 五九三	三四 三四							
三二五八 三二五八	三三 三三							
二二〇三 二二〇三	三三六 三三七							
一〇五七六 一〇五七六	四〇〇八 三八三	五 五	六 六	二 二	元 元	七 七	一 一	一 一
三二〇九 三二〇九	六〇五 六〇五							
二二〇三 二二〇三	二九六 二九六		元 元	八 八	四 四	〇 〇	一六 一六	一六 一六
一七五三 一七五三	七三〇 七三〇	七 七	最 最	〇 〇	六 六	九 九	一七 一七	一七 一七

移出地名	内 縣							別區	
	稻葉郡	可兒郡	養老郡	益田郡	土岐郡	岐阜市	大垣市		惠那郡
別種	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	
一					三 三	六 六	一 一	四 四	
二					六 六	一五 一五	八 八	一三 一三	
三	五 五		四 四		四七 四七	一三三 一三三	三八九	一六〇 一六〇	
四	六 六	一〇 一〇	七 七	一九 一九	五三 五三	六八七 六八七	一〇三三	一六四 一六四	
五			二八 二八		五〇 五〇	七五 七五	四九九	三三 三三	
外	五 五	一〇 一〇	五 五	三九 三九	四一 四一	三〇八 三〇八	六三三	七〇〇 七〇〇	
計	三〇 三〇	一七 一七	二二 二二	五八 五八	一〇三 一〇三	一一三 一一三	二一九	二四六 二四六	

垂井	時	根古地	高田	大江	石津	今尾	高須	竹ヶ鼻
計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支
八三 一七 八	三三	二四 八一 七	九三 三六 七	一一 二二	一〇 九	七 九 一 六 二	八 九	一 三 三 六 二
六二 四		五 六	六 三	四 九	二	一 〇 五	三 〇	一 〇 八 六 三
八 九 六			三 九	三 九	〇	一 九	四 〇	一 四 三 七 五
一 八 三		七 五	五 七	四 〇		一 五	三 〇	一 〇 四 三 六
二 七 四	四 五	四 〇	一 六	九 七	一 八	四 〇	三 四	一 一 三
五 三		一 七	四 〇	四 〇	二 八	七 〇	七 七	六 五 〇
六 一 九		四 三	二 四	六 三	二 九	一 五	七 七	四 〇 五
二 三			五 三	二 四	三 六	五 二	五 三	二 〇 九
八 六		一 六	一 九	一 八	一 〇	三 三	一 六	七 四
九 九		一 〇	四 八	六 七	三 四	一 七	一 六	二 一 〇
五 六		三 九	五 五	六 六	二 三	五 五	七 六	一 〇 一 〇
二 七		八 〇	一 八	三	二	一 五	一 六	一 六 三
三 七		一 八	一 九	一 一	六	三	三	二 五 八

笠松	前宮	鵜沼	尻毛	岐阜	出張所名
計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	別種
五 五 七				一 五 四	四 月
四 九 一				五 九 四	五 月
八 八	八			一 九 五	六 月
二 〇			二 九	四 八	七 月
一 七			二 六	五 九	八 月
				一 五	九 月
一 九			二 八	二 九	十 月
八 三				六	十 一 月
二 六		一 四		七	十 二 月
三 七		一 六		三	一 月
五 一		三		二	二 月
六 〇				一	三 月
一 〇				二	計

十 出張所別移出検査月別表

合計	別區 移出地名
計精支	別種
六 二	一
六 二	二
四 〇	三
三 五	四
二 八	五
五 〇	等
八 九	外
四 六	計

釜 戸	士 岐 津	瑞 浪	多 治 見	春 里	帷 子	勝 山	高 富	穂 積
計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支
		二七二		一〇五 一〇五	八四 八四	五 五		二八〇 二七五
		一六六			九 九			一四一 一四二
		三三三		二 二	三 三			
		八八四			五〇 五〇			一六七 一六七
		九三九			七 七	七 七		五五九 五五九
	三 三		三 三		六 六			二二一 二〇三
		七六七			七 七			二八一 二二三
		四四三						二五二 二二三
				一六〇 一六〇	六 六	九 九		一九四 一九四
	四 四	四三三	四 四	三三三 三三三	二八 二八	三 三		六二二 六一二
				五 五	五 五			七四六 七四六
				六 六	四 四			一三七 一三七
	六 六	七九七	二 二	六三三 六三三	七 七			一八二 一八二

北 方	池 野	揖 斐	神 戸	墨 俣	大 蔵	大 垣	關 ヶ 原	出 張 所 名
計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精立	計精支	計精支	別種
三元	八八 八九		八七五 八〇八	四四五 三九〇	四七七 四七七	三九八 四一三		四月
	四二八 四〇六		一四八〇 一四八〇	三三九 三三九	八七 八七	二五〇 二五〇	五 五	五月
	三三〇 三三〇		四九三 三三六	三八五 三八五	二九 二九	三六二 三六二		六月
	七二 七二		九二 八七七	四〇五 四〇五	二二 二二	四四三 三六六	一〇六 一〇六	七月
	一九七 一九七		一七六 一七六	一八六 一八六	二四 二四	五三二 四三三	三五七 三五七	八月
	三三 三三		一七〇 一七〇	五八 五八	二七 二七	四四九 三〇八		九月
	五九 五九		八二 六二〇	七五 七五	一〇七 一〇七	二七六 二七六	九 九	十月
	一〇五 一〇五		三二 三二	二七 二七	二六 二六	七二 七二		十一月
二九五 二九五	七六八 七六八	八四九 八四九	三二六 三二六	二八八 二八八	八五 八五	九六二 九六二		十二月
七九 七九	一三九 一三九	三二〇 三二〇	三二〇 三二〇	四三二 四三二	一四四 一四四	一九八 一九八	三 三	一月
一八四 一八四	二二五 二二五	一〇八 一〇八	四〇六 四〇六	三二八 三二八	二二四 二二四	三三〇 三三〇	八 八	二月
五〇 五〇	六八 六八		四〇六 四〇六	七七 七七	一四〇 一四〇	二二四 二二四		三月
五六四 五六四	一七八 一七八		二〇八 二〇八	一〇八 一〇八	三〇 三〇	九八八 九八八	二〇〇 二〇〇	計

十一 出張所別移出検査成績表

出張所名	別種	内						外			再調サシメタル俵数	手数料額	受検人員		
		一等	二等	三等	四等	五等	等	等	等						
高須	計精支	三二八二七	三二八二七	三二八二七	三二八二七	三二八二七	三二八二七	三二八二七	三二八二七	三二八二七	三二八二七	三二八二七	三二八二七	三二八二七	三二八二七
竹ヶ鼻	計精支	二五八五七	二五八五七	二五八五七	二五八五七	二五八五七	二五八五七	二五八五七	二五八五七	二五八五七	二五八五七	二五八五七	二五八五七	二五八五七	二五八五七
笠松	計精支	九七九七	九七九七	九七九七	九七九七	九七九七	九七九七	九七九七	九七九七	九七九七	九七九七	九七九七	九七九七	九七九七	九七九七
前宮	計精支	五三三〇	五三三〇	五三三〇	五三三〇	五三三〇	五三三〇	五三三〇	五三三〇	五三三〇	五三三〇	五三三〇	五三三〇	五三三〇	五三三〇
鶴沼	計精支	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
尻毛	計精支	六八四	六八四	六八四	六八四	六八四	六八四	六八四	六八四	六八四	六八四	六八四	六八四	六八四	六八四
岐阜	計精支	二〇、四七五	二〇、四七五	二〇、四七五	二〇、四七五	二〇、四七五	二〇、四七五	二〇、四七五	二〇、四七五	二〇、四七五	二〇、四七五	二〇、四七五	二〇、四七五	二〇、四七五	二〇、四七五
出張所名	別種	總俵数	總俵数	總俵数	總俵数	總俵数	總俵数	總俵数	總俵数	總俵数	總俵数	總俵数	總俵数	總俵数	總俵数

出張所名	別種	内							外			再調サシメタル俵数	手数料額	受検人員	
		四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月				二月
計	計精支	一〇、五八五	一〇、五八五	一〇、五八五	一〇、五八五	一〇、五八五	一〇、五八五	一〇、五八五	一〇、五八五	一〇、五八五	一〇、五八五	一〇、五八五	一〇、五八五	一〇、五八五	一〇、五八五
坂下	計精支	一六四	一六四	一六四	一六四	一六四	一六四	一六四	一六四	一六四	一六四	一六四	一六四	一六四	一六四
大井	計精支	五五四	五五四	五五四	五五四	五五四	五五四	五五四	五五四	五五四	五五四	五五四	五五四	五五四	五五四
岩村	計精支	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
上	計精支	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
下原田	計精支	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
三養	計精支	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
中津	計精支	二〇、五三	二〇、五三	二〇、五三	二〇、五三	二〇、五三	二〇、五三	二〇、五三	二〇、五三	二〇、五三	二〇、五三	二〇、五三	二〇、五三	二〇、五三	二〇、五三
出張所名	別種	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	計	

高富	穂積	北方	池野	揖斐	神戸	墨俣	大蔵	大垣
計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支
	一八〇〇九 一八二二一	五、六六四 五、六六四	一七、八二二 一七、五七七	二二、八九九 二二、八九九	三〇、八〇八 三〇、八〇八	一〇、六八五 一〇、六八五	三〇、二七八 三〇、二七八	九三、〇〇七 五七、八三七 九八、八八四
		二七九 二七九	二七 二七	二七 二七	三三 三三			二二二
	四八 四八	七、五八 七、五八	三九〇 三九〇	一、四八七 一、四八七	四一 四一		六四 六四	三、五九 三、五九
	二、〇九 二、〇九	一、五八 一、五八	四、〇四 四、〇四	五、二七 五、二七	七、九四 七、九四	五、六八 五、六八	一、二一 一、二一	六、三三 六、三三
	一、四〇 一、四〇	二、八〇 二、八〇	一、〇四 一、〇四	五、四〇 五、四〇	二、三三 二、三三	七、九八 七、九八	一、七三 一、七三	六、八三 二、八八 七、二一
	九 九						九、三九 九、三九	二〇四 二〇四
	一、八四 一、八四	二、四四 二、四四	二、八二 二、八二	五、二一 五、二一	七、一四 七、一四	二、二九 二、二九	一、九七 一、九七	一、七九 二、七九 二、六八
	四、九七 四、九七	一、五三 一、五三	二、二四 二、二四	二、六三 二、六三	一、〇六 一、〇六	八、五五 八、五五	二、五七 二、五七	一、〇一 一、〇一
	三、六八 三、六八	四、三八 四、三八	二、〇八 二、〇八	一、〇三 一、〇三	四、〇六 四、〇六	二、六八 二、六八	四、九二 四、九二	一、五五 一、五五
	二、〇〇 二、〇〇	三、二一 三、二一	三、八三 三、八三	九、五 九、五	四、二〇 四、二〇	一、八 一、八	二、二 二、二	一、八九 一、八九

關ヶ原	垂井	時	根古地	高田	大江	石津	今尾	出張所名
計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	計精支	別種
二、〇〇 二、〇〇	三、七五 三、七五		一、八七 一、八七	一、九三 一、九三	二、一三 二、一三	六、九八 六、九八	三、三九 三、三九	總檢 俵數
	元 元		一 一	八 八				一 二 三 四 五
五 五	五、三 五、三	三、三 三、三	三、三 三、三	四、四 四、四			五、五	內
一、三 一、三	四、九 四、九	七、四 七、四	五、七 五、七	八、七 八、七	二、九 二、九	二、七 二、七	七、九 七、九	三 四 五
一、三 一、三	二、八 二、八		八、八 八、八	九、九 九、九	四、〇 四、〇	二、二 二、二	一、五 一、五	四 五
	二、五 二、五		六、四 六、四	四、〇 四、〇	四、四 四、四	二、七 二、七	一、〇 一、〇	五 六 七
七、〇 七、〇	三、七 三、七		二、九 二、九	四、五 四、五	二、四 二、四	三、五 三、五	六、一 六、一	外
	一、二 一、二		三、七 三、七	二、八 二、八	二、四 二、四	三、五 三、五	六、一 六、一	再調 サシメ タ
四、〇 四、〇	六、九 六、九		二、六 二、六	三、九 三、九	二、三 二、三	一、九 一、九	六、七 六、七	手 數 料 額
二、五 二、五	六、四 六、四	六、二 六、二	一、六 一、六	三、九 三、九	二、九 二、九	一、九 一、九	四、三 四、三	受 檢 人 員

郡 八 安				郡 破 不				郡 老 養		郡									
浅洲草村	南杭瀬村	安井村	川並瀨村	北杭瀨村	計	今須村	字留生村	荒崎村	静里村	綾里村	計	笠郷村	池邊村	計	石津村	城山村	四江村	東江村	
三六四	三三三	四八〇	一八〇八	一三六一	八六〇〇	七八八	三二四八	一四三七	九七〇	三二五七	三三五四	一一三〇	二二三四	四八四六	一三六	二〇九	八六四九	一七〇七	
六	六			一	五	五	五	五	五	五	三	三		五					
五七	六八九	五	三七〇	八二	一〇四六	二二	三六三	三七四	一七	一五〇	一七九	一六六	一三	一一三		二〇	二二	二二	二二
四〇	二五五七	三七	一三八二	三九三	七五二九	七七六	一七六〇	一〇四八	八四三	三二〇三	一七三三	七四二	九八一	一九〇七	二	七〇五	二二七	二二	二二
三〇	二二	一七五	五六	七							三二	五	三〇六	四七四八	一〇六	三三	一七九	四四三	

津 海				郡 島 羽										郡 粟 稻		郡 市 町 村 名			
大里村	吉里村	海西村	今尾町	計	小蔵村	八神村	上中島村	正木村	福壽村	足近村	柳津村	松枝村	八下村	下羽栗村	上羽栗村	計	方縣村	郡 市 町 村 名	
三三七九	六四三	六八七八	一一五二	五〇三	二二六六	三三二	三三三	三三三	五〇一	一六七六	二九	三九〇	六二八	一六三七	七九七	一六六	一八三	五七七	五七七
				五						五									
四六	三四五	九〇	四八五	一五	五四二	九一	一五九	一九	二四	二二	七六	一〇	六〇	四六	四二	五	二	二	二
一五七五	三四〇八	二二七三	七三九	一〇三三	一〇三六	二二二	二六四	四六六	一五三八	二二七	二九	四三	一四八八	七四八	一五四	二二八	四八五	四八五	四八五
三三	三九八	七六七	四四八	一八八二	八八九	五五四	一六	二四		一〇	一五	八九	三	八	四				

農業倉庫名	検査總俵數	等級					再調ヲ爲サシメタル俵數	受檢回数
		一	二	三	四	五		
有限責任福東信用購買販賣組合農業倉庫	五三三					五三三	一四二九	一八
有限責任清水村販賣組合農業倉庫	三〇六七					三〇六七	一四〇七	二八
有限責任大野村購買販賣組合農業倉庫	一七四五					一七四五	四五一	一六
有限責任大和村販賣組合農業倉庫	二七四					二七四	一〇八三	三
有限責任北方村販賣組合農業倉庫	一八六					一八六	五九〇	三〇
有限責任鷺村信用販賣組合農業倉庫	二九四六					二九四六	二六六	三〇
有限責任小島村信用販賣組合農業倉庫	五二二					五二二	八五三	二五
有限責任宮地村信用販賣組合農業倉庫	二六三					二六三	一五五	一五
一色村農業倉庫	三三九九					三三九九		一七
席田村上保農業倉庫	二〇四六					二〇四六		一四
坂本信用販賣組合農業倉庫	三					三		二
計	六二九九	五六八	二九四	一三七四	四一〇〇	四四五	一〇八三	三七二

備考 一本表ハ大正三年十二月縣令第四十九號ニ依ル検査料免除倉庫ノ入庫米検査成績トス

十四 再検査成績表

出張所名	検査總俵數	區別	等級					改訂等級俵數	改訂改善俵數	容量		等位異動セシモノ、原等級一等下リシ者	二等下リシ者
			一等	二等	三等	四等	等外			俵數	同枳量		
石津	四九〇	再検査							一〇	三〇〇	四三	二四	
今尾	一一八	原検査 再検査						一八	三〇五	一七九〇	四三	九六	三
高須	二五二五	原検査 再検査						二〇八	七八	八五〇	四三	九六	三
尻毛	三	原検査 再検査											
竹ヶ鼻	一三〇〇	原検査 再検査						三	四七	三三〇	四三	三九	
笠松	七九三	原検査 再検査						四			四三	三五七	
岐阜	四八三	原検査 再検査						三六	一一四	一三三〇	四三	二〇三	

出張所名	總檢査	區別	一等	二等	三等	四等	等外	改訂級	改訂級	容	量	等位異動セシモノ、原等級
大 江	四	原檢査				二	三	二	二	一三	二〇〇	四等
高 田	七六九	原檢査	六	五〇	二八三	三六九〇	五五三	二八	二	六	一八〇	四三二一 等等等
根古地	二四六三	原檢査		四一	二九八	一六八〇	四四	一四九	一三四七	二五六	七五〇	四三二 等等
關ヶ原	三六	原檢査		二九	五〇	一五四	八三					
垂 井	五六五〇	原檢査	二	一九八	一三三	三九九五	三三	一六四		二九	三九〇	四三 等等
大 垣	三、五八〇	原檢査	五	三〇九	四八六	三三六五	二七四三	七三		一三三	四七三〇	四三二 等等等
大 蔵	二六九	原檢査		三	八〇六	一四七九	三六	五〇	二五七九	六	一三〇	四三 等等
墨 俣	一四九	原檢査		三	二二七	一四〇	七二	九五	九七	四	七〇	四三 等等

計	中 津	穂 積	池 野	神 戸
七九一	三八四	七二四	四二二	二五〇
再檢査	再檢査	再檢査	再檢査	再檢査
七〇	六	四	四	一
一三九	一四四	二四	一五三	一
三三	一三六	一〇〇	八五〇	三五〇
六二七	一四	一〇六	二二五	一〇八
三〇五	三〇	三五七	一七五	一〇八
五三〇	三〇	二二	一七五	一〇八
八四九		七	二五	一四
三四七		三	三四八	二九七
八七		三	二〇五	三四
三三〇	一〇	三	五八〇	八八〇
四三二	一〇〇	四三	四三二	四三二
四三二		等	等	等
一六九		六二	二〇八	二二
七九			三二	三
三二			等	等
七三			四二	一

十五 月別再檢査成績表

月 別	總檢査	區別	一等	二等	三等	四等	等外	改訂級	改訂級	容	量	等位異動セシモノ、原等級
七 月	三六三	再檢査	三〇	三三	六一七	三〇五	五三〇	八四九	三四七	八七	三三〇	四三二 等等等
四 月	二九六	再檢査		一	六	七	一五七	三七	二五	八	三五〇	四等

合	送 移 内 縣						出 移 外 縣								
	計	養不	稻海	揖羽	大土	岐惠	計	群滋	奈和	三靜	大長	愛東	兵京		
計	老破	葉津	斐島	垣岐	阜那	馬賀	馬賀	歌山	重岡	阪野	知京	庫都			
	郡郡	郡郡	郡郡	郡郡	市市	縣縣	縣縣	縣縣	縣縣	府府	府府	府府	府府		
七〇	三				六六	四六							二		
一、二九六	五六				三九	七四			六	五	六	七	九	二七	六
一、三二六	四一五〇				二一八	九〇一一			七	五	五	三	九	二四	二九
四九八六七	一五七七四				三六八	三〇〇九三			四	五	二	三	八	七	二
一、三五〇一	三九二四				一〇五八	九五七七			八	七	一	八	七	六	七
七七八一	二四四八				七五二	五三六三			一	二	一	二	三	四	五

一一三

區分	仕向先地名	計	月 別					總檢 依數	區 別	一 等	二 等	三 等	四 等	等 外	改訂 依數	優裝 改善 數	容 量	補 足	同 量	等 級	優 級	優 級	
			十二月	十一月	十月	九月	八月																
神奈川縣	一 等	再檢査	七、九一	七	三五	二、四〇〇	五、九四三	三、四九九	原檢査	四	六	五	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
		原檢査	六						再檢査	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二 等	三 等	四 等	等 外	改訂 依數	優裝 改善 數	容 量	補 足	同 量	等 級	優 級	優 級	再檢査	原檢査	再檢査	原檢査	再檢査	原檢査	再檢査	原檢査	再檢査	原檢査	再檢査	原檢査
神奈川縣	一 等	再檢査	七、九一	七	三五	二、四〇〇	五、九四三	三、四九九	原檢査	四	六	五	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
神奈川縣	二 等	再檢査	七、九一	七	三五	二、四〇〇	五、九四三	三、四九九	原檢査	四	六	五	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
神奈川縣	三 等	再檢査	七、九一	七	三五	二、四〇〇	五、九四三	三、四九九	原檢査	四	六	五	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
神奈川縣	四 等	再檢査	七、九一	七	三五	二、四〇〇	五、九四三	三、四九九	原檢査	四	六	五	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
神奈川縣	等 外	再檢査	七、九一	七	三五	二、四〇〇	五、九四三	三、四九九	原檢査	四	六	五	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
神奈川縣	計	再檢査	七、九一	七	三五	二、四〇〇	五、九四三	三、四九九	原檢査	四	六	五	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一

十六 再檢査米ノ仕向先表

一一一

第七 移出米容量検査ノ狀況

容量ノ正否ハ市場ノ信用ト聲價ニ大ナル影響ヲ及ホスヲ以テ容量検査ニ關シテハ特ニ細心ノ注意ヲ拂ヒ之カ検査ノ勵行ニ努メタル結果漸次非難ノ聲ヲ減スルニ至レリ今大正七年度ニ於ケル移出米ノ容量検査成績ヲ表示スレハ左ノ如シ

移出米容量検査成績表

月別	検査總俵數	内		平均缺損量	補足總數量	證據俵數	受檢口數
		規定容量以上	容量不足				
四月	一三、八七七	一三、四八五	一、七二三	一、八〇	二、四七〇	一、四一九	五、四五
五月	一一、〇三七	一〇、四四五	六、三三	二、七	一、七七〇	一、〇三三	四、〇〇
六月	八、六四八	八、三八	三、〇〇	三、一	九、八〇	八、三三	六、四
七月	二、七七一	二、四五六	三、二五	三、四	一、〇八一〇	一、二一八	四、九
八月	二、四三八	二、三三六	一、〇一一	三、七	六、六三〇	一、九七八	六、六
九月	二、四四四	一、〇四五	一、一九九	三、九	四、六八〇	一、〇三三	四、七
十月	二、七五五	一、〇六九	八、八六	五、一	四、四七九	一、一〇八	六、九
十一月	一、八〇一	一、六九五	一、四四六	一、七	二、〇四〇	一、三四七	五、一
十二月	五、〇九四	四、七八九	三、〇八五	一、七	五、三八一〇	四、九一〇	一、〇五
計	九一、六九九	八三、四六三	八、一〇七	二、〇	一、六〇三〇	五、五六〇	一、七
内 米	三〇、一九九	二、七四元	二、八〇	二、〇	五、六八〇	二、〇九二	七、〇〇
支 米	三、五八三	三、八一五	二、七五八	二、三	六、二九九〇	二、六四三	八、四五
精 米	三、九三二	二、九三二	二、六〇〇	二、二	五、八三三〇	二、二六四	五、八〇
計	三、五九一	三、四六三	一、三五八	二、六	三、四六〇	三、九四八	二、六五

内 米	支 米	精 米	計
九一、六九九	三〇、一九九	三、五八三	一、七
八三、四六三	二、七四元	三、八一五	二、〇
八、一〇七	二、八〇	二、七五八	二、三
一、六〇三〇	五、六八〇	六、二九九〇	五、五六〇
二、〇	二、〇九二	二、六四三	二、〇九二
二、六	二、二六四	三、四六〇	二、六四三
一、七	七、〇〇	三、九四八	一、七

備考 一、缺損ノ原因 主トシテ夏期ニ於ケル虫害及變質ノ爲メ缺損ヲ生スルモノハ外生産者ノ元樹入不充分ナルモノアルニ依ル

第八 小作者保護獎勵ニ關スル施設

米穀検査ハ産米改良ノ手段ニシテ逐年検査ノ成績ヲ良好ナラシムルニ努ムルハ素ヨリ其ノ所ナリト雖之レカ目的ヲ達セムトスルニハ當業者ヲシテ喜ンテ其業ニ從事セシムルノ方法ヲ設クルヲ以テ最善ノ手段トス從來郡市町村等ニ於テ設定セル同獎勵法ノ如キハ獎勵ノ主旨ニ副ハサルノ嫌アルノミナラス往々地主小作者互ニ相反目スルノ傾向ヲ呈セルモノアリ之レ控料ノ多額ト賞與ノ薄キニ基因スル結果ニ外ナラサルヲ認メ検査制度實施以來獎勵金穀増額ノ必要ヲ唱導セル結果漸次改正ヲ見ルニ至リツ、アリ本年ニ於テモ先ツ地主小作相互ノ精神的結合ヲ計ル目的ヲ以テ地主ヲシテ産業組合並ニ農業倉庫等ヲ設置セシメ小作者ニ對シ農業資金ノ融通、農産物貯蔵販賣ノ利便等ヲ與フヘク勸誘ニ努メ一面小作納米ニ對スル賞與ハ兎角其ノ地方ニ生産シ難キ極上位ノモノニ多額ヲ設定スルカ如キ慣行アルヲ以テ斯ノ如キ弊ハ力メテ之ヲ避ケ成ル

ヘク其地方普通米ニ對シ多額ヲ給與セシムルノ方針ヲ以テ之レカ勸誘ニ努メタリ今試ニ去ル大正三年度ニ於ケル小作獎勵ノ成績ヲ見ルニ賞七千六百七拾七圓六拾八錢ニ比シ罰六千五百九拾九圓九拾九錢ナリシモ本年度ニ於テハ賞拾萬七千九百九拾八圓八拾五錢ニ比シ罰壹萬壹千八百六拾圓六拾五錢ノ成績ヲ見ルニ至レリ之レ順調ニ進ミツ、アルヲ示セルモノニシテ洵ニ喜フヘキ現象ト云フヘシ金額ニ於テ著シク増加セルハ漸次賞與ヲ行フ地主ノ増加セシト一面賞罰米ヲ各其ノ當年ノ市價(大正三年ハ一石平均拾四圓貳拾參錢)ニ換算セシニ由ルモノトス

一、小作保護獎勵法方 (但シ一俵ニ對スル額)

大垣市	稲葉郡	市町村名	極上米	上米	並	並	甲	乙	米	乙	不合格米	俵裝手當
		岐阜市	六〇〇	四〇〇	一〇〇	二〇〇	三〇〇	一〇〇	〇	乙	一	一
大垣市	稲葉郡	大垣市	五〇〇	三〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	五〇ナ給スルモノアリ	一	一	一	一
												優其ナルモノニ對シ

加納町	厚見村	南長森村	北長森村	日野村	島村	本莊村	鏡島村	市橋村	三里村	鶴部村	西部村	日置江村	佐波村	那加村	更木村	蘇原村	前宮村
一〇〇〇	八〇〇又ハ二升一三升	二升一〇〇	二升	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七〇〇	五〇〇又ハ二升一五合	二升一三升	一升	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三〇〇	二升一〇〇	二升一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
五〇〇	二〇〇又ハ二合一五合	二升一三升	五合	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三〇〇	二升一〇〇	二升一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

町村名	極上米	上米	並	甲	乙	米	乙	不合格米	俵装手當
下羽栗村	一〇〇〇	一五〇—五〇〇	一〇〇	五〇—一〇〇				罰一升	
八銀村	三升五合一〇〇	一升五合一六〇		五合一〇〇				罰五合	
柳津村	一〇〇〇	六〇〇		三〇〇				罰一升以上	
松枝村	一〇〇〇	六〇〇		一五〇				罰一升以上	
足近村	八〇〇	五〇〇		一五〇				罰一升以上	
小熊村	二升	一升		三合				罰一升以上	
福壽村	六〇〇	四〇〇		一五〇				罰二升	
正木村	六〇〇	四〇〇		一五〇				同	
駒塚村	一〇〇〇	五〇〇		一五〇				同	
畑津村	八〇〇	三〇〇		一五〇				同	
下中島村	八〇〇—一〇〇〇	三〇〇—五〇〇		一〇〇—一〇〇				罰一升	
上中島村	三升	二升又ハ	一五〇—二〇〇	一升五合又ハ				罰一升	
八神村	一〇〇〇	五〇〇		三〇〇—四〇〇				同	
小藪村	七〇〇—一〇〇〇	五〇〇		一〇〇				同	
高須町	五〇〇	四〇〇		三〇〇				上位ノモ	
今尾町	三〇〇—九〇〇	二〇〇—六〇〇		五〇—四〇〇				罰一升、收納セ	
海西村	七〇〇—一〇〇〇	三〇〇—六〇〇		三〇〇—三五〇				罰一升—二升	

町村名	極上米	上米	並	甲	乙	米	乙	不合格米	俵装手當
鶴沼村	一升五合	一升		五合				罰五合	
各務村	同	同		三〇〇				一升重量三六五	
芥見村	七〇〇	四〇〇		三〇〇				ハ罰一合—五合	
岩村	五〇〇	三〇〇		一五〇				久未滿ノモ	
長良村	七〇〇	三〇〇		二〇〇				罰一升ヲ微シ	
鷺山村	三〇〇	二〇〇		一〇〇				タルモノアリ	
常磐村	二〇〇—六〇〇	一〇〇—三〇〇		一〇〇				罰五合	
方縣村	七〇〇	三〇〇—六〇〇		二〇〇—三〇〇				罰五合	
黒野村	一升—五〇〇	五合一〇〇		給セサルモノアリ				罰五合	
黒野村	五〇〇	三〇〇		給セサルモノアリ				同	
木田村	五〇〇	三〇〇		二五〇				同	
則武村	五〇〇	三〇〇		二五〇				同	
笠松町	一〇〇〇	六〇〇		三〇〇				掬米トシテ收	
中屋村	一〇〇〇	五〇〇		三〇〇				罰一升	
上羽栗村	一〇〇〇	六〇〇		三〇〇				同	

多藝島村	洲本村	淺草村	福東村	仁木村	大蔵町	名森村	牧村	結村	墨俣町
五〇〇	三〇〇	二升又ハ 二五〇	二升一三升 二〇〇	同	同	(一部ハ更ニ賞與ヲ給セサルモノアリ)	五〇〇	五〇〇	五〇〇
一〇〇	二〇〇	一升五合又ハ 一五〇	一升五合 一〇〇	同	同	同	二〇〇	二〇〇	二〇〇
五〇	五〇	五〇	五〇	三〇〇ヲ給ス ルモノアリ	同	同	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	五合一升 一〇〇	同	同	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	罰一升免除ス ルモノアリ	同	同	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	罰五合徴セサ ルモノアリ	同	同	一〇〇	一〇〇	一〇〇
罰五合一升 免除ス	罰一升免除ス ルモノアリ	罰一升免除ス ルモノアリ	罰一升免除ス ルモノアリ	同	同	同	罰一升 免除ス	罰一升 免除ス	罰一升 免除ス
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇

二二三

北杭瀬村	中川村	南平野村	神戸町	北平野村	下宮村	和合村	三城村	川並村	安井村	南杭瀬村
五〇〇	三升五合 三〇〇	三升一五升 三〇〇	二升五合又ハ 二五〇	三升又ハ 二五〇	七五〇	七〇〇	四〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
二五〇	二升又ハ 二〇〇	三升一四升 三〇〇	二升又ハ 二〇〇	一升乃至一升 一五〇	五〇〇	五〇〇	二五〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
一〇〇	一升五合一 二〇〇	二升一三升 二〇〇	一升又ハ 一五〇	一升又ハ 一五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
罰五合一升 免除ス	罰五合一升 免除ス	罰五合一升 免除ス	罰五合一升 免除ス	罰五合一升 免除ス	罰一升 免除ス	罰一升 免除ス	罰一升 免除ス	罰一升 免除ス	罰一升 免除ス	罰一升 免除ス
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇

二二三

揖斐郡	大和村	北方村	清水村	西郡村	鷺村
五〇〇	八〇〇	八〇〇	二五〇	八〇〇	三〇〇
二五〇	三〇〇	三〇〇	一〇〇	五〇〇	一〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
罰五合徴ス ルモノアリ	同	同	同	同	同
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇

二二三

町村名	極上米	上米	並	甲	乙	〇米	乙	不合格米	俵裝手當
高富町	二升	一升		五合				罰五合微セテ ルモノアリ	五合 優長ナル モノニテ
岩野田村	同	同		三合				罰五合	一升
巖美村	同	同		五合				罰一升微收セ サルモノアリ	五〇一〇〇
春近村	同	同		同					
保戸島村	一升五合	同		同					
千疋村	二〇〇	一〇〇		同					
山縣村	一升五合一二升	七合一一升		同					
富岡村	二升	一升		五合				罰五合 罰一升微セサ ルモノアリ	五〇一〇〇
梅原村	同	同		同					
下伊自良村	一〇〇〇	六〇〇		同				罰一升微セサ ルモノアリ	三〇一〇〇
上伊自良村	一〇〇〇	六〇〇		同				罰一升微セサ ルモノアリ	三〇一〇〇
大桑村	二升	一升		五合					三合一八合
櫻尾村	同	同		同					五合一六〇

備考
 一、本表ノ賞與方法ハ大正七年産小作納米生産検査受檢ニ當リ地主カ小作保護獎勵ノ目的ヲ以テ検査
 二、成績ニ依リ實行セシト認メタルモノナリ
 三、本表賞與方法ノ外小作者ニ依ル一般賞與ノ外特別賞與ヲ加給シタルモノアリ
 四、賞與ヲ給シタルモノノ等級ニ依ルニ減額シタルモノアリ
 五、罰米ハ將來ヲ戒メ徵收ヲ猶豫或ハ低減若クハ免除シタルモノアリ

二、小作保護獎勵金品給與額調

岐阜市		大垣市		稲葉郡	
市町村名	小作納米俵數	賞與金額	特別賞與金額	支米額	罰金
岐阜市	一〇九五〇	四三、一一〇	一〇、九九〇	六、二七〇	一〇五
大垣市	九四七	七二〇、四五〇	一〇、一〇〇	五一〇	九、九〇
加納町	一、四一	三、七一一〇			
厚見村	二、七二八	一、五二、〇〇〇		六、七八八	
南長森村	五、〇八一	五、六八、〇〇〇	二、八二〇	九、一五〇	
北長森村	三、二八五	三、二八、〇〇〇		二、四〇五	
日野村	三、〇〇	三、〇〇		一、五八五	
島野村	三、四九	三、四、五五〇			

町村名	小作納米俵數	賞與		特別賞與		罰金		支收		俵裝手當
		金	米	金	米	金	米	支	收	
竹ヶ鼻町	2,016	5,630		2,560				1,500		
福壽村	7,160	3,530						1,100		
正木村	2,960	1,770					700			
駒塚村										
江吉真村	3,590	5,890								
堀津村	4,530	4,250					2,000			
上中島村	3,300	3,300						1,100		
下中島村	4,700	1,500						1,100		
八神村	3,350	4,150						3,050		
小敷村	5,620	3,650					3,100	4,980		
計		36,510	11,040	23,660	4,000		3,100	17,010		

海津郡

高須町
今尾町
海西村
吉里村

1,250
1,850
6,800
7,490

6,250
1,010,000
5,800
9,680

4,090
5,000
10,000

6,470
1,940
4,000

1,850
4,210
2,600
7,690

養老郡

東江村
大江村
西江村
石津村
山城村
計

7,920
6,100
9,100
4,200
3,300
7,500

7,700
6,370
5,680
3,760
3,050
5,810,000

4,090
10,000
1,940
5,000
10,000

6,470
1,940
4,000
3,090

1,850
4,210
2,600
7,690
5,810,000
2,510,000

岩手	關ヶ原	玉須	今須	計	安八郡											
岩手村	關ヶ原村	玉須村	今須村	計	北杭瀬	中川	南平野	神平野	北平野	下宮	和合	三城	川並	牧井	安井	南杭瀬
四四三九	三四〇七	二八九	一五〇	六一六三	四〇八五	八九六六	五二四四	二八八八	四五六〇	七五三〇	二七〇九	七三三五	八四三〇	二〇一三	七五六〇	二四三五
七〇七〇〇〇	六三四〇〇	二六〇〇	〇	四三九三〇	六七八四七〇	一五六二五〇	七〇五七〇〇	二三五五〇〇	六五四〇〇〇	五五八九五〇	四四二五〇〇	九二七二〇〇	一六六九九〇	九八二八〇〇	三三二五〇〇	〇
〇	〇	五三五	八〇四〇	三九〇四五	五六五	一七五〇	一〇五三七	四四〇八〇	三三四〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	二五六八〇	二八二二六〇	〇	一六五〇〇	五〇〇〇	〇	〇	六四〇〇	三三二〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	六九七〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
四〇	〇	二〇	三三〇	一八四〇〇	七五〇	二二八〇	五〇〇	七〇	四八〇	一三〇〇	一〇〇	一三〇〇	四六〇	三二〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	七五〇	三九七〇	一四五六〇	〇	〇	〇	一八九〇〇	七五八〇〇	三三八〇〇	四四五六〇	八〇四〇	一六五〇	〇

不破郡	町村名	小作納米俵數	賞金	支額	特別賞與額	罰金	徵收額	俵裝手當
垂井町	一之瀬村	一三〇五	二二〇〇〇	〇	二八二〇〇	〇	〇	七五〇
宮代村	多良村	一九五三	三二四八〇〇	〇	〇	〇	八四三〇〇	〇
表佐村	時村	二三四七	三九五六〇〇	〇	二九〇〇〇	〇	〇	二九五〇
合原村	計	六四〇九七	二二六九二五〇	四九〇〇〇	八三八七〇	〇	三六八八〇	四四三〇〇
綾里村								
靜里村								
荒崎村								
宇留生村								
赤坂町								
青墓村								
府中村								

町村名	小作納米俵數	賞金	支額	特別賞與額	罰金	徴收額	俵裝手當
多藝島村	一三八〇	五二〇〇					四〇〇〇
洲本村	四七一	四一五八					四〇〇〇
淺草村	一七三三	四一八五	二八〇				四〇〇〇
福東村	五九三五	一六五七〇	八九七五				三三三〇
仁木村	一〇五〇〇	六九〇〇	三二六〇				五五八〇
大藪村	八四三三	六六八〇	二六七九〇				一四九三九
名森村	八七七七	四六六九〇		二九四〇			二〇九三〇
結村	五五六七	八〇三五〇					一五〇〇〇
墨俣町	三一九〇	二六七九〇					七六八五〇
計	一三九二〇	八六八〇三〇	三九七〇七	五七七〇	一八九〇	六〇三三八〇	七三〇三五
川合村	一七七一	一三九〇〇					三九〇〇
大野村	五四九五	六九九七〇					
富秋村	二三五八	一四一〇〇					二九五
豊木村	五六四九	二〇八八〇					二九五
谷汲村	二一〇五	八四七七〇					六二七五〇
長瀬村	一九五四		一四三五〇				一八〇
八幡村	一三三八	七三〇八〇		二八四〇			
池田村	五〇二七	四二六五〇					
本郷村	六六四五	二六三七五〇					
宮地村	八三八一	八七九〇五〇		一八六〇			一〇〇
養基地村	九三五	三三三〇					
小島村	五六〇四	五二二二〇	五三六四五				
計	二五八三	一九九三五〇	六七九九五	四九七〇五〇			四七五
計	五八四六二	六七四六七〇					九九六五〇

町村名	小作納米俵數	賞金	支額	特別賞與額	罰金	徴收額	俵裝手當
揖斐町	二四七八	四九四八五					一六〇〇
大和村	一八二九	二〇六五〇					
北方村	一四三四	三六八〇					
清水村	二六二	二八五〇					
西郡村	二七三四	七五一〇五		四五〇〇〇			七四〇〇
計	一三九二〇	八六八〇三〇	三九七〇七	五七七〇	一八九〇	六〇三三八〇	七三〇三五

町村名	小作納米俵數	賞金	支額	特別賞與	支額	罰金	支額	俵裝手當
網代村	1,066	2,280	0	2,970	0	0	0	5,310
四郷村	6,605	3,365	0	6,000	0	0	0	7,900
七郷村	3,796	3,670	0	3,000	0	0	0	10,210
合渡村	3,077	2,710	0	9,000	0	0	0	4,500
生津村	5,622	4,940	0	0	7,000	0	0	0
穗積村	5,895	2,270	0	0	0	0	0	0
本田村	4,366	2,940	0	0	6,000	0	0	0
牛牧村	4,366	3,860	0	0	6,000	0	0	0
船田村	3,648	2,950	0	0	0	0	0	0
川崎村	4,128	3,780	0	9,950	0	0	0	0
彈正村	4,844	3,765	0	0	0	0	0	0
真桑村	1,970	1,210	0	7,350	0	0	0	1,500
土貴野村	901	1,700	0	0	0	0	0	0
一色村	4,322	7,335	0	0	0	6,000	0	0
山添村	5,351	7,135	0	0	0	0	0	0
外山村	1,939	6,150	0	0	0	0	0	0
計	47,699	76,700	3,730	11,100	1,000	1,860	5,000	47,790

町村名	小作納米俵數	賞金	支額	特別賞與	支額	罰金	支額	俵裝手當
高富町	1,100	0	6,285	0	0	0	0	5,400
岩野田村	1,333	0	3,550	0	0	0	0	3,000
嚴美村	4,368	0	7,443	0	0	0	0	0
春近村	2,033	0	1,050	0	0	0	0	1,570
保戸島村	950	0	937	0	0	0	0	9,950
千疋村	680	0	300	0	800	0	0	1,990
山縣村	4,483	0	1,525	500	0	0	0	5,245
富岡村	2,776	0	970	0	0	0	0	2,400
梅原村	3,439	0	830	0	890	0	0	1,680
下伊自良村	1,342	0	0	0	0	0	0	1,005
上伊自良村	5,477	0	0	0	0	0	0	570
大桑村	1,659	0	575	0	0	0	0	1,000
櫻尾村	1,789	0	280	0	0	0	0	2,000
計	26,536	57,460	14,623	500	928	6,560	2,292	1,300
總計	65,666	55,540	78,029	3,790	3,874	6,560	2,549	51,680

備考

- 一、本表ノ賞罰及俵裝手當ハ大正七年産小作納米生産検査受檢ニ當リ小作保護獎勵ノ目的ヲ以テ地主小作者間ニ於テ實際授受セシト認メタルモノ
- 二、本表中賞與額ハ検査ノ等級ニ依ル賞與ニシテ又特別賞與額ハ罰米追賞、優良小作者表彰費、小作米品評會費、肥料手當、農具手當等ノ名義ノ下ニ給與セシモノ等ニシテ等級ニ依ル賞與以外ノモノヲ謂フ
- 三、罰米徴收額ハ納米額ヨリ以下ノ粗悪米ヲ納付シタルモノニ對シ其差額補填ノ意味ヲ以テ徴收セシモノナリ
- 四、本表ニ依リ見ルトキハ地主小作者ニ對シ實行セシ賞罰ノ額左ノ如シ

記

(イ) 等級賞與額 八萬六千七百五拾四圓參拾壹錢

(ロ) 特別賞與額 五千參百四拾九圓七拾參錢
玄米七百八十九石二斗九升一合授受當時ノ市價一石四拾圓ト見做シ換算此金參萬壹千貳百拾壹圓六拾四錢ヲ含ム

一、俵裝手當支給額 九千五百貳拾四圓八拾錢

合計拾萬千六百貳拾八圓八拾四錢

一、罰徴收額 壹萬八百貳拾七圓七拾參錢
玄米二百五十四石二斗九升一石四拾圓此金壹萬百七拾壹圓六拾錢ヲ含ム

三 農業倉庫入庫米小作保護獎勵方法 (但シ一俵ニ對スル額)

郡名	倉庫名	一 等	二 等	三 等	四 等	五 等	外	俵裝手當
羽 島 郡	有限責任竹ヶ鼻販賣組合農業倉庫	八〇〇	六〇〇	四〇〇	五〇一〇〇	免除スルモノアリ	同	同
羽 島 郡	有限責任江吉良信用販賣組合農業倉庫	八〇〇	六〇〇	三〇〇	三〇〇	同	同	同
羽 島 郡	有限責任本郷信用購買販賣組合農業倉庫	八〇〇	六〇〇	四〇〇	五〇一〇〇	同	同	同
養 老 郡	有限責任池邊村信用購買販賣組合農業倉庫	八〇〇	七〇〇	三〇〇	五〇一〇〇	同	同	同
不 破 郡	中留生村福田農業倉庫	三 升	二 升	一 升	同	同	同	同
安 八 郡	有限責任洲本村信用購買販賣組合農業倉庫	四〇〇	二五〇	一五〇	同	同	同	同
	有限責任多岐島村信用購買販賣組合農業倉庫	五〇〇	三〇〇	一五〇	同	同	同	同
	有限責任淺草村信用購買販賣組合農業倉庫	五〇〇	三〇〇	一五〇	同	同	同	同
	有限責任南杭瀬村信用購買販賣組合農業倉庫	五〇〇	三〇〇	一五〇	同	同	同	同
	有限責任三城村信用購買販賣組合農業倉庫	五〇〇	三〇〇	一五〇	同	同	同	同
	有限責任川並村信用購買販賣組合農業倉庫	四〇〇	二五〇	一五〇	同	同	同	同
	有限責任福東村信用購買販賣組合農業倉庫	三 升	二 升	一 升	同	同	同	同
	有限責任福東村信用購買販賣組合農業倉庫	三 升	二 升	一 升	同	同	同	同
	有限責任福東村信用購買販賣組合農業倉庫	三 升	二 升	一 升	同	同	同	同
	有限責任福東村信用購買販賣組合農業倉庫	三 升	二 升	一 升	同	同	同	同

郡名	倉庫名	一等	二等	三等	四等	五等	等外	俵装手當
郡 揖	有限責任清水村販賣組合農業倉庫	400	250	100			糙米トシテ收納セシ	
	有限責任大野村購買販賣組合農業倉庫	400-800	100-400	50-100			罰一升	
	有限責任大和村販賣組合農業倉庫	800	500	300	100		收納セシ	
	有限責任北方村販賣組合農業倉庫	800	500	300	100		收納セシ	
	有限責任鷺村信用販賣組合農業倉庫	800	500	300	100		收納セシ	
	有限責任小島村信用販賣組合農業倉庫	600	400	200			收納セシ	
	有限責任宮地村信用販賣組合農業倉庫	400	250	100			收納セシ	
郡 本	一色村農業倉庫	400-600	300-400	100-200			罰一升	
	席田村上保農業倉庫	800	600	300			罰五合	
郡 本	坂本信用販賣組合農業倉庫	三升	二升	一升	五合			

二四〇

備考

一、本表ハ農業倉庫入庫ノ爲メ移出検査受檢ノ小作納米ニ對シ地主カ小作保護獎勵ノ目的ヲ以テ實施セシ獎勵方法トス

四 農業倉庫入庫米小作獎勵金品給與額調

郡名	倉庫名	小作納米俵數	賞與額	特別賞與額	罰金	收額	俵装手當
郡 羽	有限責任竹ヶ鼻販賣組合農業倉庫	4033	335100	286300		3600	
	有限責任江吉真信用販賣組合農業倉庫	2206	112900	6600		1458	
	有限責任本郷信用購買販賣組合農業倉庫	1399	127500			10	
	計	7838	575500	349900		5368	
郡 老	有限責任池邊村信用購買販賣組合農業倉庫	550	193500	33950		900	4880
	計	550	193500	33950		900	4880
郡 破	宇留生村福田農業倉庫	244					
	計	244					
郡 安	有限責任洲本村信用購買販賣組合農業倉庫	343	217000	29720			16000
	有限責任淺草村信用購買販賣組合農業倉庫	283	69000	11000			10500
	有限責任南杭瀬村信用購買販賣組合農業倉庫	330	263300	22750			6290
	有限責任多島村信用購買販賣組合農業倉庫	350	100500	54900			14700
	有限責任川並村信用購買販賣組合農業倉庫	108	52650	11200			10500
	有限責任福東村信用購買販賣組合農業倉庫	338	161000				
	計	1751	990200	604300		10200	5790

二四一

郡名	倉庫名	小作納米 俵數	賞與額 米	特別賞與額 米	罰徵收額 米	俵裝手當
揖斐郡	有限責任清水村販賣組	三〇六七	四五六〇			
	合農業倉庫					
	有限責任大野村販賣組	一七三三	三三三五〇			
	合農業倉庫					
	有限責任大和村販賣組	二九六五	四七五〇〇			
	合農業倉庫					
	有限責任北方村販賣組	一九二	二〇二五〇			
	合農業倉庫					
	有限責任需村信用販賣組	二五三三	三八三五〇			
	合農業倉庫					
本巢郡	一色村農業倉庫	三三九九	五三七〇〇			
	席田村上之保農業倉庫	二〇四六	二六三〇〇			
	計	五四四五	七六〇〇〇			
	坂本信用販賣組合農業倉庫					
惠那郡	計	五八二四七	四八三七〇〇	一一三五〇	九六八五七〇	三五八三三
	有限責任宮地村信用販賣組合農業倉庫	二二四				
	有限責任小島村信用販賣組合農業倉庫	五〇一〇	六二五三〇〇		一五四二〇	
	有限責任宮地村信用販賣組合農業倉庫	一九四三三	二二六六一〇〇			
	計					
	合					
	計					
	計					
	計					
	計					

備考

本表ニ依リ見ルトキハ大正七年度ニ於テ農業倉庫へ入庫ノ目的ヲ以テ移出検査受檢ノ小作米ニ對シ實際地主小作者間ニ於テ授受セシト認ムル賞罰ノ額左ノ如シ

記

一、等級賞與額 五千貳百八拾九圓七拾貳錢

内芝米十一石三斗五升授受當時ノ市價ヲ一石四拾圓トシ此金四百拾四圓ヲ含ム

一、特別賞與額 九百六拾八圓五拾七錢

一、俵裝手當支給額 百拾壹圓七拾貳錢

計金六千參百七拾圓壹錢

一、罰徵收額 千參拾貳圓九拾貳錢

但シ罰米徵收額二十五石八斗二升三合一石四拾圓ニ換算額

第九 本縣米價調 (但シ一石ノ價)

年次	月次	一等米	三等米	四等米	平均
大正三年	四月	一七九〇	一七九〇	一六八〇	一七三〇
	五月	一六四〇	一五九〇	一五八〇	一五九〇
	六月	一六七〇	一五九〇	一五九〇	一五九〇
	七月	一五七〇	一四九〇	一四九〇	一五〇〇
	八月	一六四〇	一五三〇	一四八五〇	一五〇七〇
九月	一五三〇	一四三〇	一三八五〇	一四四七〇	

年次	大正六年					大正七年					平均	
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十		十一
米	三三六〇	三三三〇	三三〇〇	三二七〇	三二四〇	三二一〇	三一九〇	三二〇〇	三二一〇	三二二〇	三二三〇	三二四〇
米	二二八〇	二二七〇	二二六〇	二二五〇	二二四〇	二二三〇	二二二〇	二二一〇	二二〇〇	二一九〇	二一八〇	二一七〇
米	三三三〇	三三二〇	三三一〇	三三〇〇	三二九〇	三二八〇	三二七〇	三二六〇	三二五〇	三二四〇	三二三〇	三二二〇
米	二二八〇	二二七〇	二二六〇	二二五〇	二二四〇	二二三〇	二二二〇	二二一〇	二二〇〇	二一九〇	二一八〇	二一七〇
平均	三三三〇	三三二〇	三三一〇	三三〇〇	三二九〇	三二八〇	三二七〇	三二六〇	三二五〇	三二四〇	三二三〇	三二二〇

備考 本表ハ本縣内主ナル米穀集散地左記十三箇所ニ於テ毎日調査セシモノ、月平均値段トス

- 岐阜市 大垣市 笠松町 高須町 今尾町
- 高田町 垂井町 大藪町 墨俣町 神戸町
- 池田村 池野村 穂積村 中津町

第十 雜 件

一 食糧品研究ニ關スル講習

産米增收ノ必要ハ人口ノ増加ニ伴ヒ當然生スヘキ問題ニシテ全國競フテ之レカ研究實行ニ殆ント全力ヲ傾注セル所ナリ之レ單ニ米ノミナラス他ノ穀物及代用食糧品等亦悉ク然ラサルナシ本縣ニ於テモ之レカ研究ニ怠ラサル所ニシテ品種ノ改良、土地ノ耘耕、施肥栽培ノ方法等ヲ指導奨勵シテ専ラ收穫ノ増加ニ努メツ、アルノ際世ノ好景氣ニ伴フ米穀濫費ノ影響ハ米穀ノ不足ヲ憂フルニ至テシメ爲メニ食糧問題ノ聲漸ク喧シク産米增收ノ必要ハ倍々痛切ニ感スルト同時ニ他ノ食糧品栽培ノ研究モ亦大ニ緊要ナルモノアリ依テ此際生産検査事務ニ従事スル各郡勤務主事及町村勤務検査員ヲ召集シテ之等食糧品栽培上ニ關スル講習會ヲ開催シ以テ斯業ニ關スル智識ヲ得セシムト欲シ三月十日ヨリ五日間縣會議事堂ニ於テ之レカ講習會ヲ開催セリ尙縣ヨリ招聘セル内務省保健衛生調査會委員醫學博士佐伯矩、農商務省技師山田憲並ニ府縣農會聯合神戸販賣所主任高木千守三氏ノ科外講演アリ其ノ講習科目並ニ佐伯博士講演大要左ノ如シ

講習科目

- 一 地方改良
- 一 肥料鑑定
- 一 稻作栽培
- 一 土地深耕
- 一 甘藷栽培
- 一 馬鈴薯栽培
- 一 副業

營養學上より見たる米の經濟

醫學博士 佐伯 矩

二四八

御承知の通り食料の經濟は重大なる問題となつた、之は日本獨り不足したのみならず世界の全體が不足して來たので日本のみでなく世界全體の問題となつたのである、米の問題にいたしても御承知であらうが小麦を節約して米を用ひよと云ふちらしが歐米各國に張り出されてある、その米の調理法は何う云ふ風にすればよいかと云ふ事を記載して新らしく知らせてゐる、随つて米がよしんば外の事情が少しも異ならぬにしても警戒せねばならぬ状態に立ち至つたのである。

米は農産物であるから假りに動物であれば仕上げるに長くかゝるが恢復の時間が短くてすむ、而し乍ら日本丈に就て見ると日本に於ける米の生産が年々著しく増加する譯にも行かない助成法案も出來たが之から出來る開墾は米の代用食物の増殖を計るのが得策である、我國は年々七十萬人宛の割合で殖えるから日本單獨に考へれば餘程計畫を要する、尙米の問題の重大なる理由は主食品中の主食品であるからである、今回の歐洲戰爭の勝敗も食料によつて決せられた、この食料政策も唯だ漠然とやられたものではない、今回の食料の政策に就ての戰は學問が應用されてゐる、近代營養學なるものが發達して來て我々の米の問題に就ても種々の方面より研究せねばならぬのであるが營養學上の智識を以てせなければ、成立たない一體我々の食物が平常に何れ位の分量を喰ればよいかといふ問題が先決問題になるのであるが日本では未だ研究

されて居ないから困難を感ずるのであるが西洋にての研究、又は私の所にての研究を述べて見れば凡そ幾ら喰べてよいかは平均して蛋白質が一日に五十乃至六十瓦即ち十三匁半乃至十六匁、それから總體の食物の温量二千カロリー、これだけあれば通常勞働に従事して居る人即ち平均して十三貫目の人には充分である所が今假りに白米を三合五勺喰べるとすると其の中に蛋白質が三十八瓦即ち十匁それから温量の方は千七百カロリーとなる、斯の如き譯であるから我々が前のものを喰べれば健康を維持する事が出來る、米を三合五勺喰べる事は日本人が營養をとる上に於て必要とする食物の大部分をとつた事になる、之に少しの蛋白質とカロリーを添へればよい事になる、それであるからその方面から米が如何に日本人の食料に重大の關係があるかが分る、即ち米が主食品中の主食品である事が分るのである。

斯う云ふ米であるから我々が米を一人前に就てあてがはれる分量が足りなければ他の食物に代へるより仕方がない。

平和の時には外國より米を入れるが之は一時的の方法に過ぎないので要するに第一には米の節約、第二には代用品の獎勵をなすより他に方法がないので第一の米の節約には先づ人が腹一杯に喰べなくてもよい、今迄は人は食物を多くとればとる程よいと思つてゐた、近時世運と共に生活状態も向上して争ふ様になつたがこの争ふ中食物は主なるもので食物に就て自分の思ふ様に行かぬと社會の劣敗者と思ふ。米が高いから支那米、外國米を喰べねばならぬ人は社會の生存競争に敗れたと思ふ、外米等を喰べてゐる

人が體に故障でも起きると外米を喰べてゐる關係であると思ふ、甘い物を腹一杯喰べれば満足であると思へて居る、人と交際するに當りて常に胃の腑を基礎としてゐるのである。

學者が研究して見れば人は大食をしないで充分健康を保つ事が出来る、多く喰べないものはより健康でよく働けるものである事が分つて來た、即ち人は營養上には生理的に非常に大きな範圍でも小さな範圍でも生活する事が出来てしかも小さな範圍が却つてよいのである。

故に第一節約するには小食は健康を保つものなり大食は健康を害するものなる事を知らねばならぬ、之を營養學上生理的の經濟といふ。

平たく云へば節食する事である、減食ではない、足りない様に食べると云ふのではない、徒がなくて立派に健康が保つて行ける程度に食する事を節約と云ふのである、徳川家康が腹八分目食へと云つたが如きも皆それで近時新らしく出來たのではなく古くからあるのである。

私が先きに温量の二千カロリーの事を話したが之は生理上からである、次ぎには米粒其物に就て調て見る米粒を内部より調べると内部は胚乳部で胚乳部から外皮に行く迄には七層からなつて居る、即ち細胞膜クレーベル層(油球)、種皮、内果皮、中果皮、外果皮等となる、所でその米の營養分の多少有無等は一樣に分配されて居ない、蛋白質と云ふものは米の外に多くて内部に行くに従つて稀薄となる、脂肪も同じく内に多く内に稀薄である、無機質は何うであるか外部が濃くて内部が薄く、それから澱粉質は反對に内が濃

くて外が薄く、それからビタミンと云ふものは只外の方許りにあつて内には殆んどない、斯の如き關係になつてゐる、昔は米を玄米の儘喰べて居たが仁孝天皇の時分から米の仕上と云ふ事が始まつて來た、當時には姫御前と唱へて上流社會の極めて一小部分に限つて使はれたのであるが、以後豊年で米が餘るといふやうなことで之を春て上流の眞似をする者が出來白米食が漸次行はれて來た、而し其當時の精白米といふものは極めて粗雑であつたのである、近頃精米機械が發明せられ極度の精白方法を行ふに至つた、結果我々は先祖とは違ふ米を食ふに至つたのである。

米を上げると云ふ事は上つ皮を採つて除ける事であるから外の方の成分が無くなる、蛋白質に就て見ると玄米の中には百分中八・四位あつたものが精白すると少くなつて七・七位になる、脂肪も百分中二・五位あつたものが〇・八位になる、無機質も外の方にあるが問題になるのは我々の血の色を赤くする基の成分が外の方にあるから精白する時は糠となつて出て行つてしまふ、カルシウムは我々の肌、骨を固くするに必要なものでは四分の一位しか残らない、磷は腦の主要なる成分であるが之も十三分の一位しか残らない、ビタミンと云ふものも外の方にあるから精白に依つて全部取去られてしまふ、今日精白米を喰べると云ふ事は蛋白質、脂肪等の少いものを喰べる事になるのである。

而して動物を白米で養ふと病氣になる鳩であるとしビレ、貧血、心臟等を病み四週間乃至六週間で死んでしまふ鶏も一ヶ月乃至二ヶ月で死んでしまふ、之を白米病と云ふ、白米病に罹つてゐるものに糠を與へる

とか或は半搗米、玄米を食べさすとそれがなほる、人間には脚氣といふものがあつて日本には殊に多いが之は白米病とよく似てゐる、其の上脚氣患者に半搗米乃至は玄米を食べさすとよくなる、例へは以前は麥飯を食べると脚氣を防ぎなほす事が出来ると云つた、麥飯に就て云ふと米七割に麥を三割混ぜると米ばかり食べて居た時の脚氣を六分の一に減らす事が出来る、之を一割宛増減すると九分の一に減る、麥六割米四割にすると四十七分の一に減らす事が出来る。

麥飯で脚氣を減らす事が出来るが根絶する事が出来ない、所が玄米を使つて見ると何うであるか白米の中へ玄米を一割五分乃至、三割三分の割に入れると全く根絶する事が出来る、東京の鐘淵紡績會社の女工について實驗した結果によると三割一分の麥飯を給與した時代には、女工一千人中脚氣患者が三人七分乃至十五人五分を出したが玄米混食(一割三分)を實行してからは著しく患者を減じて二人以下となり、遂に全然同病の跡を絶つに至つたといふそう云ふ譯で動物には白米病、人間には脚氣、同じ様な營養上の障害は白米を食ふからである事が分つて來た。

即ち外層のものが缺乏して居るからと云ふ事が分つて來た、大正二年米領マニラに於て東洋醫學會にて脚氣研究の結果精白米は營養不敵の食物であるから必らず半搗米若くは玄米を主食物とすべきことを該政府に建議せられた、營養學上から申すと今日の精白米なるものは非常に營養分を失つて居る。故に米を營養學上から研究する時は食べ方を研究せねばならぬ、即ち米の精白を節約するに努めねばならぬ

ぬ太つた米を作つても精白にしては駄目である、精白を消極的にするには七分搗、半搗米を食べねばならぬ、私は玄米食は奨励しない、日本には未だ此の研究が出来てゐない、尙白米病を研究して見れば玄米でなほるものは半搗米でなほす事が出来る、半搗米ならば營養上の効果は玄米と殆んど同じである、玄米から半搗米に至る搗減りといふものも僅少で其上半搗米は普通の御飯と同じ様に取扱つて差支ない玄米食とすれば炊き方を異えねばならぬ、一晝夜も水に浸して置かねばならぬ、尙薪を多く要する、故に畢竟精白を出来るだけ消極にせよといふのである、味に於ては精白したものは澱粉質の大部分を食べるのであるから淡白である、半搗米に於ては濃厚なるものを食べるのであるから多少は違ふ、而し食べ馴れば差支へない、例を擧げて見れば人によつて芝居と角力とを好む人がある様である即ち習慣になつた者が一番よい夫であるから何れでも好むことが出来るとしたならば幾らなりとも營養の價値が大なる方を取る事が必要である。

それから食物を精製すると消化率がよくなる、精白米にて食べた時は半搗のものより消化がよい、原始時代より今日精白するに至つたのは營養上から云へば成分は少いが消化がよいから精白するに至つたと思ふ今我々は精白を廢して半搗米を食べる様にしなければならぬ、而し之は消化が精白米に比して悪いからよくないと思ふが之は食べ方に注意すればよい、食べ方に秘傳がある、その秘傳は咀嚼を充分にする事である豆を喰べるにしても煮豆にして食べれば六割六分しか營養にならないが、きなこにすれば九割三分營養に

なる之に依つて如何に咀嚼が大切であるか分る。

一體食物は口から消化管へ續いてゐるが、消化管が専門になつて要所々々にて消化する、營養をとるが爲めの消化管であるから實を云ふと我々の勝手になる様に造つてあると都合がよいが勝手にはならない明日非常に活動するから六割では足らぬから九割造らうと思つてもそうは行かない、不随意の働きになつて居るからである、そこで全體が斯の如くなつてゐるから堅いものや軟いもの消化の餘りよくないものを食べてもよいかと思ふかも知れぬが咽元三分は我々の勝手になつて居る、即ち咀嚼になるのである、食物をお茶にて丸飲みにして胃腸が悪いなどと云つて居る者は神は之を見て笑つて居る、それを知らないで半搗米を食べれば消化率の下るのは當然の事でそれは咀嚼を知らないからで營養上、味、消化の點より見ても白米より七分搗、半搗を食べると云ふ事にせねばならぬ、之が次ぎの節約の要點である。

次には米の淘洗である、即ちといで洗ふといふ事でとぐと例へば蛋白質七・七のものが六・七に脂肪が〇・七・位のものが〇・三位になる。

蛋白質は食べて身になる成分である、之れが搗いて減り又といで減ると云ふ事になるのである、蛋白質の一割は之等に依つて失ふ、先きにも御話した蛋白質、ヅキタミンは水に溶けるから水に溶けて流れていつてしまふ半搗米にても洗ふ事をすれば駄目になつて終ふ。

半搗米にしてもよくといで動物、鳩に與へると二十五六日には白米病に罹つて死んでしまふといふ。

尙嘉永年間に早搗薬といふものが美濃と尾張との境から出てそれを用ふるが爲めに成分を取り出す力が特に加はる、といで御飯にする米は奇麗になつて居ない、顯微鏡で見るとは缺刻だらけである、營養上から云つても經濟上から云つても淘洗を止めなければならぬ。洗はずに炊けば初めは糠臭いが一週間も経ては大丈夫である、洗はずには喰べられないといふ人は少しく軽く洗つて炊くのである、此頃東京で糠を去る装置の唐箕が出来たが之によれば洗ふ必要はない、何れにしても淘洗は止める様になければならぬ、之が其の次ぎの節約法である。米自身の營養學上の節約は之丈けしかない、それからは米を無駄に使はない様にする又我々が米丈にて生活する事を止めて他の食物を以て米の代用とする、之は内地にても其土地に依つて特殊のものがあるからそれに依つて補ふ様にすればよい、例へば東北地方にて馬鈴薯、信州にて蕎麥等其の土地特有のもので代用とする。

殊に此頃機會があつて調べて見るに日本内地にては芋類、雜穀類が多く用ひられてゐる、パンは日本人には餘り遠してゐない、パンならば蒸パンである。

尙世間でやつてゐるのはストーンである、野菜類を煮た汁を集めて芋類、雜穀類等を入れる、之は上流にても下流にても入れ物に依つて何うでも出来る、之は代用食として最もよいもので其他日本にて産額の多い麥飯之にも色々ある、要するに土地に出来た雜穀を各自工夫して代用品を作ることである、そして米を節約する、今日本に七千萬人居るとして内五千萬人が只一回節約すれば二十萬石節約することが出来る、

又一日他のものを食べて米を食べずに置く、即ち米無日を月二回造れば五千萬石の米がたすかる、斯の如きであるから一日の問題に注意して米を粗末にせぬ様に努めねばならぬ、殊に智識階級にある人が此の任に當らねばならぬ。

最後に外國米の事を附け加へて置くが外國米を外から持つて來て米の經濟を圖るのは姑息の手段である、内地は内地にて足さなければならぬ、米は足りないに足りないがよいので外米が入るのは邪魔物が入る様である、一旦入つたものは便つても差支へはないが歓迎はされない、山間部では殆んど用ひられない、この理由は第一にみえを尊ぶからで第二には味が異ふ、日本米の味がしない、營養上の點から研究して見ると日本米と大差がない、蛋白質の如きは却つて優つてゐる位である、けれども前の二つの點で喜ばれないそれで私の所で外米を日本米の如く食べる事の出来る様に考案した。それは外米を炊いて外米一升について之が沸騰し始めた時内地米の粉を五勺水にて溶いて釜の中へ入れて騒ぎ混せる、さうするとその粉が外米を包んでしまふ、普通の日本米は炊いて繋ぎが出来てゐるが之は糊が出るから外米に日本米の粉をまぜ込めばよく繋ぐ且つ外の方は内地米であるから外米の味がしない且つ米飯を食べるに當つて我々は殆んど咀嚼しないから必ず内地米の味を保つ事が出来る、ませこむ粉は固まつてゐると片栗の様に固まる虞れがあるから水に溶いてやらねばならぬ、此作業は一度や二度では甘く行かないにしても直きに出来る様になる。

要するに外米で日本米を補ふ事は姑息の手段ではあるが日本人は米と云ふものに執着心を持つてゐるから御話をしたのである、私の話した事を行つたならば効果を擧げる事は確かである、皆が自重心を持つて机上の空論でなく實地の話であることを深く念頭に持つて貰ひたい。

講習終了後検査事務協議會ヲ開催セリ同會ニ於ケル注意事項左ノ如シ

注 意 事 項 (大正八年三月十五日
生産検査事務協議會)

- 一、検査期間内ニ検査ヲ受ケサリシ者ノ取締ノ件
自家用以外ノ未検査米ヲ所持セシムルハ自然反則者ヲ出スノ虞ナシトス依テ之カ取締ヲ爲スト共ニ成ルヘク速ニ受檢セシムル様注意セラレタシ
- 二、農家閑散期ニ於テ薙ノ下敷トスヘキ菘ノ準備方ニ付極力獎勵ノ件
乾燥材料タル菘ハ産米改良上尤モ必要ニ付他日使用ニ際シ不足ヲ生セサル様今ヨリ之カ準備ニ付極力獎勵ニ努メラレタシ
- 三、春季農閑期ニ依作製ノ良習慣ヲ作ル様獎勵ノ件
俵ノ作製ハ相當技術ヲ要スルニ依リ之レカ指導ニ努ムルト共ニ農閑期ニ作製スルノ良習慣ヲ養フコトニ努メラレタシ
- 四、臨時検査員ノ勤務功程調査提出方ノ件

参考上必要ナルニヨリ臨時検査員ノ検査功程ヲ調査シ左記様式ニヨリ調査報告セラレタシ

町村名	検査俵数	日	数	臨時検査員
-----	------	---	---	-------

五、大正七年度生産検査成績報告ノ件 (主事)

大正七年九月ヨリ同八年三月ニ至ル間ノ生産検査成績ヲ町村別ニ取纏メ毎月提出ノ生産検査成績報告ノ様式ニ依リ來ル四月七日迄ニ報告セラルヘキコト

六、小作保護奨励實施報告ノ件 (主事及市勤務生産検査員)

大正七年産米ニ對スル小作保護奨励ニ關スル施設方法ニ就テハ既ニ夫々報告済ノ處之レカ實施ニ當リ往々變更セシモノ有之哉ニ付キ來ル三月末日迄ニ實施セシモノヲ正確ニ調査シ左記様式ニ依リ四月七日迄ニ報告セラルヘキコト而シテ左記事項ハ備考欄ニ詳記シ置カレタシ

記

一、特別賞與ヲ給セシモノアレハ其町村名地主名及方法金品ノ額

二、三月末日ニ至ルモ賞罰ヲ實施セサルモノアレハ其町村名地主名及其實施期

三、其他參考トナルヘキ事項

大正七年度小作保護奨励實施報告 (但シ一俵ニ對スル額)

何郡主事(何市勤務生産検査員) 何某印

町村名	極上米	上米	並		甲	乙	丙	丁	不合格	俵装
			並	米						
何町	七〇〇乃至一、〇〇〇	五〇〇乃至七〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇〇	二〇〇	賞罰ナシ	罰一升 サレモノアリ	一	
何村	七〇〇	五〇〇	三〇〇	三〇〇	四〇〇	一〇〇	罰五合	收納セス	一	
何村	玄米 三升乃至一、〇〇〇	二升乃至七〇〇			一升乃至五〇〇	一升	賞罰ナシ	罰一升乃至二升	一	
何村	二升	二升	五合	一升	七合	收納セス	收納セス	收納セス	一	
何村	、	、	、	、	、	、	、	、	一	

七、大正七年度小作奨励金品給與額調査報告ノ件

大正七年度(自大正七年九月)ニ於テ地主カ小作保護奨励ノ目的ヲ以テ實際小作者ニ對シ授受セント認ムル賞罰ノ額ヲ各町村別ニ調査シ左記様式ニ依リ來ル四月七日迄ニ報告セラレタシ

記

大正七年度小作奨励金品給與額調査報告

何郡主事(何郡勤務検査員) 何某印

不用標準米賣却ニ付申請

一金何拾何錢(厘位切捨)

玄米何斗何升何合

但シ大正七年検査標準米何勤務所外何箇所分一箇所何升何合配布分

右大正六年産米不用ニ付別紙見積人何某ニ賣却致シ度候間此段及申請候也

年 月 日

何郡主事何某 印

所 長 宛

標準米賣却報告

一金何圓何拾錢(厘位切捨)

但シ何斗何升

一石何圓ノ割

右何年何月何日許可通知ニ基キ見積人何某ニ賣却致シ候間此段及報告候也

年 月 日

何郡主事何某 印

所 長 宛

見積書(用紙半紙判用紙)

一玄米何升何合

一升ニ付何拾何錢ノ割

此價何拾何錢

右見積候也

年 月 日

住 所
氏 所

名 印

岐阜縣穀物検査所御中

請 求 書

一金何拾何錢

但シ大正何年何月中別紙明細ニ依ル用件ニテ(小包)(電話)(電報)ヲ發送シ(電話ニアリテハ電話ヲ使用シ)其料金ヲ立替支拂置キ候間御承認ノ上御支拂相成度

右請求候也

年 月 日

職 氏 名 印

所 長 宛

明 細 書

月 日	用 件	届 先	第 三 欄	料 金	摘 要
何年何月何日					

注意 第三欄ニハ小包ハ普通書留ノ別量目、電報ハ字数電話ハ通話數ヲ記シ摘要欄ニハ電話ハ呼出急

報半減又ハ何局電話使用等ノ事項ヲ記入スルモノトス

但電話ニアリテハ郵便局電話使用ノ外ハ正當領收證ヲ添付シ書留小包ハ局ノ領收證電報ハ文字數即チ電文ノ寫ヲ添付スルモノトス(正當領收證トハ受領人ヨリ立替人ニ宛タル領收證ヲ云フ)

十一、消耗品ニ關スル件

八年度所要検査臺帳調製上必要ニ付各郡ニ於ケル七年度所要數量ヲ調査報告セラレタキコト

一 米穀鑑定會

米穀検査程度ノ統一ハ検査事業ノ心髓ニシテ之レカ適否ハ其ノ影響スル所甚タ大ナリ然レハ米質ノ鑑定ニ付テハ常ニ之レカ技能ノ修養ニ努メサル可ラサルヲ以テ大正二年以來米穀鑑定會ヲ設ケ爾來毎年検査最盛期ノ十二、一、二ノ三ヶ月ヲ除キ毎月開催ノ規定ナルモ本年ヨリハ生産検査ヲ實施スルコト、ナリ之レカ準備ニ執掌シ多忙ヲ極メタル爲メ四月廿四日揖斐郡役所内ニ於テ開催セル外九月一、二ノ兩日標準米配付ヲ兼テ検査事務打合會ヲ岐阜蠶業取締所ニ開催ノ當時本所ニ於テ鑑定練習ヲ行ヒタルノミニシテ夫レ以外ニ於テ開催スルヲ得サルノ餘儀ナキニ至リシハ甚タ遺憾トセシ所ナリ

三 穀蟲驅除

貯穀倉庫ノ害蟲驅除ハ去ル大正二年以來専ラ之レカ獎勵ニ努メタル爲メ驅除倉庫數ハ増加ノ成績ヲ示シツ、アリト雖モ未タ一般ニ之ヲ輕視スルノ傾向アルカ如シ本年ヨリハ生産検査實施ニ付各町村勤務検査員ヲシテ獎勵ヲ爲サシムルトキハ大ニ普及スヘント雖モ當時任命中ニシテ未タ町村配置前ナリシヲ以テ従前ノ

如ク各出張所ニ於テ郡市町村當事者ト共ニ協力シテ之ニ從事シ其ノ實績ヲ舉ケンコトニ努メタリ今年ノ實行倉庫數ハ五百四十六棟ニシテ前年ニ比シ三十七棟ヲ増加セリ即チ其ノ成績別表ノ如ク一俵ニ對スル所要費用ハ平均參錢參厘強ニシテ殆ント前年ノ倍額以上ニ及ヘリ之レ本年ハ藥品ノ價格昂騰セシト驅除俵數ノ少カリシ影響ナルニ由ル

穀蟲驅除獎勵成績

郡市名	驅除倉庫數	驅除倉庫立方尺	在庫俵數	藥品用量	驅除總經費
岐阜市	1	11,266	3,855	55	25,150
大垣市	1	4,383	2,787	161	5,950
稲葉郡	3	10,799	6,091	53	12,590
羽島郡	2	5,180	2,606	27	10,115
津島郡	3	15,891	7,229	77	13,050
老破郡	5	10,897	5,533	47	14,000
不破郡	5	17,761	8,289	66	19,375
安八郡	5	10,091	3,313	16	14,700
揖斐郡	2	11,729	8,147	59	13,180
山本郡	1	1	1	1	1
武上郡	1	1	1	1	1
加茂郡	1	1	1	1	1
可兒郡	1	1	1	1	1

郡市名	驅除倉庫數	驅除倉庫立方尺	在庫俵數	藥品用量	驅除總經費
土岐郡	1	2,487.6	50.3	1.90	110,210
惠那郡	1				
益田郡	1				
大野郡	1				
吉城郡	1				
各郡施行ノ移動會庫	4	9,700	1,667	5	110,180
計	5	1,709.6	6,235	5	110,390
大正六年	5	1,495.6	8,341	7	119,400
同五年	4	1,467.8	9,408	7	121,400
同四年	5	1,866.9	7,703	7	121,400
同三年	5	1,569.7	6,776	6	120,770
同二年	3	5,649.0	3,533	2	120,550

四 規則違反者ノ取締

検査規則違反者ノ取締ニ付テハ從來常ニ細心ノ注意ヲ拂ヒ違反ノ餘地ナカラシメムコトニ努メタルヲ以テ毎年少數ノ違反者ニ止マリタルハ喜フヘシト雖モ本年ヨリハ生産検査實施ニ付多數當業者中或ハ規則ノ主旨ヲ誤解シ違反行爲ニ陥ルモノナキヲ保セサル、ヨリ規則實施ニ先チテ種々ノ手段ヲ講シテ検査趣旨ノ周知ニ努メ成ルヘク未然ニ防遏セムコトヲ期シタルモ遂ニ左表ノ如キ違反者ヲ出スニ至レリ然レトモ生産検査ハ實施初年ナルヲ以テ成ルヘク其情狀ヲ酌量シ止ムヲ得サルモノ、外ハ嚴戒處分ニ止ムル事トナシタリ

規則違反者調

種別	生産					移出					計	
	山縣郡	本巢郡	揖斐郡	安八郡	養老郡	海津郡	稻葉郡	笠井郡	大垣郡	神戶郡		中津郡
件數	7	3	7	2	2	2	1	1	1	1	2	2
人員	13	4	7	2	4	4	1	1	1	1	2	2
戒員	7	3	7	2	2	2	1	1	1	1	2	2
件數	7	3	7	2	2	2	1	1	1	1	2	2
人員	13	4	7	2	4	4	1	1	1	1	2	2
戒員	7	3	7	2	2	2	1	1	1	1	2	2

五 收受發送文書件數及申告書數 (移出)

出張所名	收受件數	發送件數	検査申告書數	再検査申告書數	計
穀物検査所	5531	1140	1	1	6671
岐	142	27	1	1	171
尻	75	52	1	1	129
前	124	19	1	1	145
笠	133	19	1	1	154
竹	150	25	1	1	177
高	159	23	1	1	184
今	157	21	1	1	179
大	159	20	1	1	181
石	153	16	1	1	171
根	149	16	1	1	167
時	137	16	1	1	155
垂	117	16	1	1	135
關	100	16	1	1	118
大	156	10	1	1	168
關	149	9	1	1	159
ヶ	137	9	1	1	147
古	119	9	1	1	129
ヶ	149	8	1	1	158
江	153	6	1	1	161
津	149	6	1	1	156
尾	143	6	1	1	150
須	143	6	1	1	150
鼻	157	6	1	1	164
松	159	6	1	1	166
宮	150	6	1	1	157
沼	153	5	1	1	159
毛	124	5	1	1	130
卓	75	5	1	1	81
計	1140	27	1	1	1169

出張所名	收受件數	發送件數	検査申告書數	再検査申告書數	計
墨	147	14	1	1	163
神	136	11	1	1	149
揖	126	11	1	1	139
池	126	11	1	1	139
北	126	11	1	1	139
穂	126	11	1	1	139
高	126	11	1	1	139
帷	126	11	1	1	139
春	126	11	1	1	139
多	126	11	1	1	139
瑞	126	11	1	1	139
土	126	11	1	1	139
釜	126	11	1	1	139
中	126	11	1	1	139
三	126	11	1	1	139
下	126	11	1	1	139
上	126	11	1	1	139
坂	126	11	1	1	139
大	126	11	1	1	139
岩	126	11	1	1	139
勝	126	11	1	1	139
合	10131	429	876	170	11206

收受、發送文書件數 (生産)

勤務所名	收受件數	發送件數
蘇原村	三	三
各務村	三	三
前宮村	五	五
鶴沼村	三	三
更木村	九	九
那加村	五	五
日野村	九	九
北長森村	五	五
南長森村	五	五
厚見村	二	二
茜部村	四	四
鶉波村	六	六
佐江村	六	六
日置村	三	三
市橋村	四	四
鏡島村	七	七
本莊村	二	二
加納村	五	五
三葉村	二	二
稻里郡	五	五
福竹村	三	三
小足村	九	九
笠松村	九	九
柳津村	七	七
八中村	四	四
下津村	三	三
上屋栗村	六	六
羽島村	六	六
計	三	三
長真村	五	五
鷺山村	二	二
常盤村	九	九
方野村	九	九
黒野村	二	二
則武村	三	三
島田村	三	三
木田村	三	三
岩見村	二	二
芥見村	五	五
計	三	三

勤務所名	收受件數	發送件數
正木村	八	八
駒塚村	九	九
江津村	二	二
堀島村	九	九
上島村	五	五
下島村	七	七
八島村	七	七
小笠原村	一	一
計	二	二
海津郡	一	一
高須町	三	三
今尾町	三	三
海西村	三	三
吉里村	七	七
東江村	三	三
大江村	三	三
西江村	三	三
石津村	三	三
城山村	三	三
計	三	三
養老村	六	六
高田村	六	六
廣幡村	一〇	一〇
上郷村	六	六
下郷村	六	六
池邊村	五	五
笠郷村	五	五
小笠原村	一	一
多田村	七	七
一日吉村	三	三
多田村	三	三
計	二	二
不破郡	二	二
宮代町	三	三
垂井町	三	三
表佐村	三	三
合原村	三	三
綾里村	三	三
静里村	三	三
荒崎村	三	三
計	三	三

川	鷺	牛	穗	本	生	合	七	西	綱	文	席	北	本	計	小	養	宮	本	池	八				
崎	田	牧	積	田	津	渡	郷	郷	代	球	田	方	巢		島	基	地	郷	田	幡				
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	町	郡		村	村	村	村	村	村				
三	三	三	三	六	三	三	六	六	八	三	三	三	一	八	三	三	三	一	三	三				
九	六	三	六	六	九	三	九	九	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三				
合	計	上	下	山	梅	大	櫻	富	保	千	春	嚴	高	岩	山	計	外	山	一	土	眞	彈	船	
		伊	伊	自	自	縣	原	桑	尾	岡	戸	正	近	美	富	野	縣	山	添	色	貴	桑	正	木
		村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	町	郡		村	村	村	村	村	村	村	村	村	村
三	四	九	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三	四	九	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

二七三

多	南	安	牧	川	三	和	下	北	神	南	中	北	安	計	今	玉	岩	府	青	宇	赤		
藝	杭	井	並	城	合	宮	野	野	野	野	川	杭	八	入	須	手	中	墓	留	坂	生		
島	瀨	村	村	村	村	村	村	村	町	村	村	村	郡		村	村	村	村	村	町			
一	二	八	八	九	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	二	八	五	五	六	三	二	六	四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
長	谷	大	川	篤	西	清	北	大	揖	揖	計	墨	結	名	大	仁	福	淺	湖				
瀨	波	村	村	村	村	村	村	村	町	郡													
三	三	六	七	三	三	六	九	八	三	八	三	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	三	六	七	三	三	六	九	八	三	八	三	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

二七二

六 移出米檢查手數料一覽表

出張所名	検査申告書數	領收證票總枚數	内					百	金
			一	五	十	五十	債		
岐	三六	三六	七	五	三	一	一	五三六〇〇	
尻	一八	一八	一	一	一	一	一	一三六〇	
前	五	五	一	一	一	一	一	六八〇〇	
笠	一〇	一〇	一	一	一	一	一	一〇〇〇	
竹	一〇	一〇	一	一	一	一	一	一〇八〇〇	
高	一〇	一〇	一	一	一	一	一	一〇七九〇	
今	一〇	一〇	一	一	一	一	一	一〇六〇〇	
石	一〇	一〇	一	一	一	一	一	一〇五〇〇	
大	一〇	一〇	一	一	一	一	一	一〇四〇〇	
關	一〇	一〇	一	一	一	一	一	一〇三〇〇	
垂	一〇	一〇	一	一	一	一	一	一〇二〇〇	
時	一〇	一〇	一	一	一	一	一	一〇一〇〇	
根	一〇	一〇	一	一	一	一	一	一〇〇〇〇	
大	一〇	一〇	一	一	一	一	一	九九〇〇〇	
大	一〇	一〇	一	一	一	一	一	九八〇〇〇	
墨	一〇	一〇	一	一	一	一	一	九七〇〇〇	

出張所名	検査申告書數	領收證票總枚數	内					百	金
			一	五	十	五十	債		
神	四〇	四〇	一	一	一	一	一	四一六〇〇	
池	三〇	三〇	一	一	一	一	一	一〇二〇〇	
北	三〇	三〇	一	一	一	一	一	一〇一〇〇	
穂	三〇	三〇	一	一	一	一	一	一〇〇〇〇	
高	三〇	三〇	一	一	一	一	一	九九〇〇〇	
帷	三〇	三〇	一	一	一	一	一	九八〇〇〇	
春	三〇	三〇	一	一	一	一	一	九七〇〇〇	
多	三〇	三〇	一	一	一	一	一	九六〇〇〇	
瑞	三〇	三〇	一	一	一	一	一	九五〇〇〇	
土	三〇	三〇	一	一	一	一	一	九四〇〇〇	
釜	三〇	三〇	一	一	一	一	一	九三〇〇〇	
中	三〇	三〇	一	一	一	一	一	九二〇〇〇	
三	三〇	三〇	一	一	一	一	一	九一〇〇〇	
上	三〇	三〇	一	一	一	一	一	九〇〇〇〇	
坂	三〇	三〇	一	一	一	一	一	八九〇〇〇	
大	三〇	三〇	一	一	一	一	一	八八〇〇〇	
岩	三〇	三〇	一	一	一	一	一	八七〇〇〇	
勝	三〇	三〇	一	一	一	一	一	八六〇〇〇	
合	八七六	四七九九	一八三六	一〇〇四	一四〇七	二七〇九	五八四	八〇六四一〇〇	

七 大正七年度岐阜縣穀物檢查所費決算

科 目	歳出ノ部	
	金額	附記
總俸	六六,二七.三三〇	
所長	四五,〇四.九一〇	
技手及検査員	九〇,〇〇.〇〇〇	
臨時検査員	三三,二八.四一〇	
検査員補	九,〇八.二五〇〇	
書記	一,三三.六〇〇〇	
旅費	四三八.〇〇〇	
所長	七,一四.四一二〇	
技手及検査員	二二七.一五〇	
臨時検査員	五,八六.八七七〇	
検査員補	一九一.二三〇	
書記	一三一.九一〇	
囑託員	二八.三四〇	
監督員	三六.三一〇	
召集員	二一.〇〇〇	
雜給	四四九.四一〇	
	九八三.七九〇	

科 目	收入ノ部	
	金額	附記
標準米査定委員手當	一一五,〇〇〇	
囑託員手當	三二五,八〇〇	
検査員講習手當	二一九,〇〇〇	
小使	二〇一,九一〇	
人夫	二二,〇〇〇	
所備品	一三,〇四.四五〇	
指定備品	四,七一.八八五〇	
普通備品	四,〇九.三五〇	
消耗品	六二七.五〇〇	
主事及技手検査員出張所雜費月額	三,〇一.七九〇	
通運費	七〇五.八九〇	
借家料	七四五.三七〇	
印刷費	一,四〇.一六〇〇	
宿直費	一,九三.九〇〇〇	
被服費	一七,〇〇〇	
雜費	一〇,四〇〇	
	四九四.六一〇	
米穀検査手数料	八,五二.四九〇〇	
	八,五二.四九〇〇	

八 大正八年度岐阜縣穀物檢查所費豫算

科	目	本年度豫算額	附	記
總	俸	八〇、八〇一、〇〇〇	一人年俸 監督(技手)二人一月俸平均四拾六圓 主事(技手)九人一月俸平均四拾四圓五拾錢 移出技手檢查員三十人一月俸平均四拾七圓 生產技手檢查員百二十五人一月俸平均四拾壹圓 九十八人一人一日平均日給壹圓拾五錢九十分 九人一人月俸拾七圓五拾錢 三人一人月俸拾七圓五拾錢	
	所長	六一、〇〇九、〇〇〇		
	技手及檢查員	一、〇〇〇、〇〇〇		
	臨時檢查員	四七、三四六、〇〇〇		
	檢查員補	一〇、一四三、〇〇〇		
	書記	一、八九〇、〇〇〇		
	旅費	六三〇、〇〇〇		
	所長	九、五一三、〇〇〇		
	技手及檢查員	六五九、〇〇〇		
	臨時檢查員	七、一九〇、〇〇〇		
檢查員補	三〇一、〇〇〇			
書記	二一三、〇〇〇			
		四一、〇〇〇		

科	目	本年度豫算額	附	記
總	囑託員	一二二、〇〇〇	十三人一人手當八圓 米質鑑定囑託員二人一人手當平均參拾圓 移出米檢查囑託員十二人一人手當平均參拾圓 市況調查費三人一人平均年額五拾圓 六十人一人參圓 二人一人日給參拾七錢 延百十五人一人日給四拾錢 通信費四百九十四圓運搬費百參拾圓 標準米四石七斗一升二合一石參拾圓百四拾壹圓參拾六錢 米質檢查費五〇、〇〇〇 電燈料三〇、一二〇 講習費六〇、〇〇〇	
	督勵費	五四〇、〇〇〇		
	召喚赴任	五一八、〇〇〇		
	雜給	一、一七〇、〇〇〇		
	標準米査定員手當	一六四、〇〇〇		
	囑託員手當	五一〇、〇〇〇		
	檢查員講習手當	一八〇、〇〇〇		
	小使給	二七〇、〇〇〇		
	人夫給	四六、〇〇〇		
	所費	九、一〇九、〇〇〇		
	備品費	九七八、〇〇〇		
	消耗品費	二、八五九、〇〇〇		
	印刷費	一、七二三、〇〇〇		
	通信運搬費	六二四、〇〇〇		
	主事技手檢查員出張所雜費月額	一、〇九九、〇〇〇		
借家料	一、五二四、〇〇〇			
宿直賄料	一八、三〇〇			
被服費	一三、〇〇〇			
雜費	二八一、〇〇〇			

1421
329

大正九年三月二十七日印刷
大正九年四月十一日發行

岐阜縣穀物検査所

岐阜縣大垣市郭町百五十三番戸
西濃印刷株式會社代表者

印刷者 河田貞次郎

岐阜縣岐阜市七軒町十一番地

印刷所 西濃印刷株式會社
岐阜支店

科 目		歲 入 ノ 部	
		本 年 度 豫 算 額	附 記
雜 收 入	米穀検査手数料	一四、九五五、五八〇 一四、九五五、五八〇	七十四萬七千三百七十九匁 手数料一匁二付貳錢

終

